

令和 元年度 第 1 回
佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

次 第

日 時：令和元年5月27日（月）10:00～
場 所：佐倉市社会福祉センター 3階中会議室

1. 開 会
2. 佐倉市福祉部長あいさつ
3. 委嘱状交付
4. 推進懇話会 会長、副会長選出
5. 会議の公開、会議録の作成方法の確認
6. 議 事
 - ① 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の所掌事務について
 - ② 佐倉市の高齢者福祉及び介護保険の概況について
 - ③ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型サービス事業所整備法人の公募について
 - ④ 今後のスケジュールについて
 - ⑤ その他
7. 閉 会

資料 1

令和元年度 第1回
佐倉市高齢者福祉・
介護計画推進懇話会
(令和元年5月27日)

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 委員名簿

(敬称略)

分野	No.	選出区分	氏名	備考
医療	1	医師	いわぶち やすお 岩淵 康雄	印旛市郡医師会佐倉地区推薦
	2	歯科医師	はかりや ひさお 秤屋 尚生	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦
福祉	3	社会福祉協議会	てらだ きよみ 寺田 清美	佐倉市社会福祉協議会推薦
	4	民生委員・児童委員	あおう かずあき 粟生 和明	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
	5	ボランティア団体	すみよし あきこ 住吉 アキ子	佐倉市ボランティア連絡協議会推薦
	6	高齢者クラブ	かわさき じゅんこ 川崎 順子	佐倉市高齢者クラブ連合会推薦
介護	7	施設介護サービス事業者	おおしま かずとし 大嶋 和俊	佐倉市社会福祉施設協議会推薦
	8	在宅介護サービス事業者	おおの てつよし 大野 哲義	千葉県在宅サービス事業者協議会推薦
市民	9	公募市民	おかだ やすひろ 岡田 恭比呂	
	10	公募市民	さくま つとむ 佐久間 勉	
	11	公募市民	しいはし れいこ 椎橋 玲子	
	12	公募市民	ねもと ひろこ 根本 弘子	
	13	公募市民	まつい つよし 松井 強	
学識	14	学識経験者	いしかわ まさとし 石川 雅俊	国立大学研究員

委嘱期間：令和元年5月から令和4年3月まで

「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会」の概要について

〔目的〕

法律に基づき3年ごとに策定している「佐倉市高齢者福祉・介護計画」に基づく施策や事業の推進に当たり、効果的な運用を期するために設置する組織です。

〔佐倉市高齢者福祉・介護計画の位置づけ〕

「佐倉市高齢者福祉・介護計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として位置づけられています。

〔現在の計画〕

平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの3年間を計画の対象期間とした「第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画」を、平成30（2018）年3月に策定しています。

平成 24～26 年度 (2012～2014)	平成 27～29 年度 (2015～2017)	平成 30 ～ 令和 2 年度 (2018～2020)	令和 3～5 年度 (2021～2023)	令和 6～8 年度 (2024～2026)
第5期計画	第6期計画	第7期計画	第8期計画	第9期計画

〔これまでの経過〕

【平成20（2008）年度まで】……佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画

市町村老人保健計画（老人保健法）、老人福祉計画（老人福祉法）、市町村介護保険事業計画（介護保険法）の3つの法定計画を合わせた計画。

【平成21（2009）年度から】……佐倉市高齢者福祉・介護計画

老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴い、老人保健法による法定計画だった市町村老人保健計画がなくなったので、市町村老人福祉計画（老人福祉法）、市町村介護保険事業計画（介護保険法）の2つの法定計画を合わせた計画。

〔所掌事項〕

(佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第3条。「要綱」は第7期計画書90頁に掲載)

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) 介護保険法第115条の48の規定による支援体制に関する検討をすること。
- (9) その他高齢者計画に必要なこと。

〔組織〕(「要綱」第4条、第6条、別表第1)

- 定数14人以内
- 医師、歯科医師、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、高齢者クラブ、施設介護サービス事業者、在宅介護サービス事業者、公募市民、学識経験者から選出した委員により構成。
- 会長1人、副会長1人を置き、会長は会議の議長を務め、副会長は会長補佐及び会長代理を務める。

〔任期〕(「要綱」第5条第1項)

令和元(2019)年5月から令和4(2022)年3月末までの約3年間

〔会議〕(「要綱」第7条、第8条)

- 1年に3～4回程度の開催を予定。
- 会議は原則公開とします。ただし、議事の内容において、特定の個人及び法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、非公開とします。

〔検討会〕(「要綱」第9条)

- 所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催します。
 - ①高齢者福祉検討会、②介護保険検討会、③事業者選考検討会、④認知症対策検討会なお、本懇話会委員以外から市長が委嘱する④を除き、本懇話会の委員の一部を構成員として構成します。

〔事務局〕(「要綱」第11条)

福祉部 高齢者福祉課

※「地域包括支援センター運営協議会」について

〔「地域包括支援センター運営協議会」とは…〕

「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱」の所掌事項（3）に、「地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。」と規定されており、当懇話会は、地域包括支援センターの公正・中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑、適正な運営を図るために設置することとされている「地域包括支援センター運営協議会」を兼ねていることから、以下の内容について、意見等を述べていただくこととなります。

- ①地域包括支援センターの設置等の承認に関すること（センターの設置、変更及び廃止、センター業務の委託先法人の選定及び変更、その他センターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項など）
- ②地域包括支援センターの業務の方針に関すること
- ③地域包括支援センターの運営に関すること（運営状況に関する点検・評価など）
- ④その他市が必要と認めるもの

〔「地域包括支援センター」とは…〕

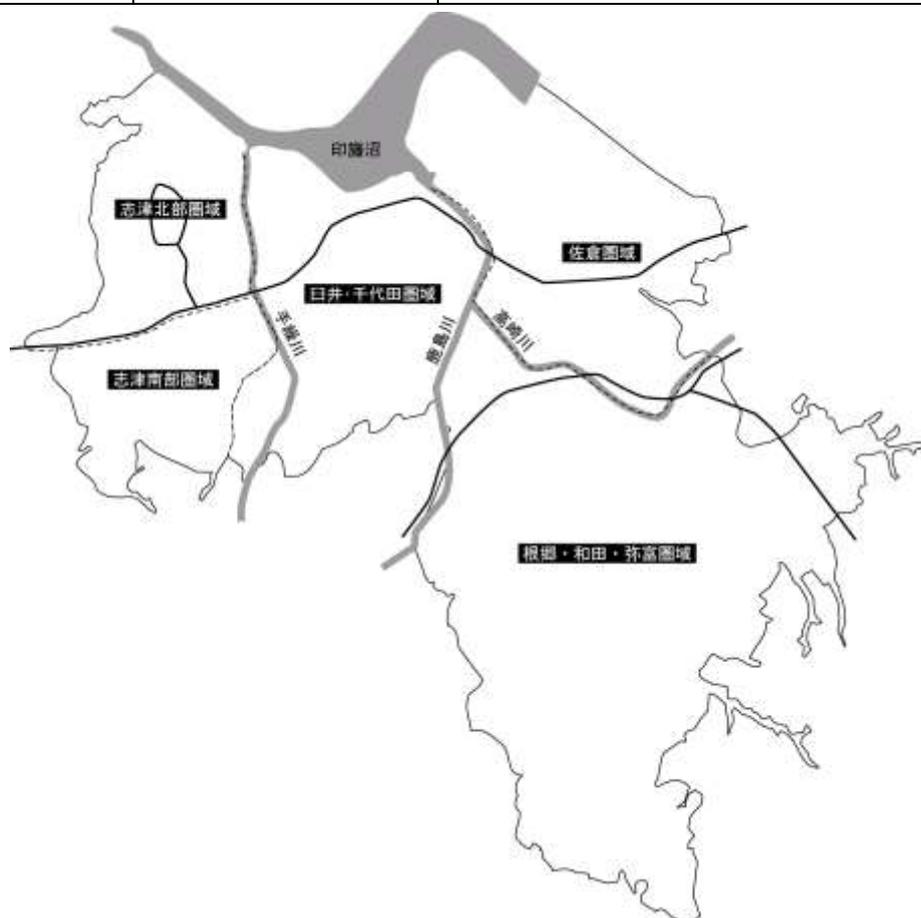
平成18年4月施行の介護保険法の改正により、新たに設置されることになったもので、高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援を行う機関です。センターには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門3職種が配置され、主に次の業務を行っています。

- ①総合相談支援
- ②権利擁護（高齢者虐待の防止など）
- ③包括的継続的ケアマネジメント支援（ケアマネジャーとの連携体制の強化、指導・支援）
- ④介護予防マネジメント支援（要支援の認定者を対象とした、介護予防ケアプランの作成・評価など）
- ⑤認知症総合支援事業（認知症の正しい知識の普及・啓発、介護や医療との連携推進など）
- ⑥生活支援体制整備事業（地域資源の開発、サービスとニーズのマッチングなど）
- ⑦地域ケア会議推進事業（地域課題の抽出、解決、地域ネットワーク構築など）
- ⑧一般介護予防事業（介護予防の普及・啓発など）

〔地域包括支援センターの運営体制〕

佐倉市では、地域包括支援センターを、平成20年度までは市役所内（1カ所）に設置運営していましたが、平成21年度から、地域の身近な場所で相談ができるよう、日常生活圏域ごとに市内5カ所で開設し、民間法人に運営を委託しています。

日常生活圏域	地域包括支援センター の名称	担当地域
志津北部圏域	志津北部 地域包括支援センター	上座、小竹、青菅、先崎、井野、井野町、宮ノ台、 ユーカリが丘、南ユーカリが丘、西ユーカリが丘
志津南部圏域	志津南部 地域包括支援センター	上志津、上志津原、下志津、下志津原、中志津、西 志津
臼井・千代田 圏域	臼井・千代田 地域包括支援センター	臼井、臼井田、臼井台、江原、江原新田、角来、印 南、八幡台、新臼井田、江原台、王子台、南臼井台、 稲荷台、生谷、畔田、吉見、飯重、羽鳥、染井野
佐倉圏域	佐倉 地域包括支援センター	田町、海隣寺町、並木町、宮小路町、鏑木町、新町、 裏新町、中尾余町、最上町、弥勒町、野狐台町、鍋 山町、本町、樹木町、将門町、大蛇町、藤沢町、栄 町、城内町、千成、大佐倉、飯田、岩名、萩山新田、 土浮、飯野、飯野町、下根、山崎、上代、高岡、宮 前、白銀、鏑木仲田町
根郷・和田・ 弥富圏域	南部 地域包括支援センター	六崎、寺崎、寺崎北、太田、大篠塚、小篠塚、神門、 木野子、城、石川、表町、大作、大崎台、山王、春 路、馬渡、藤治台、寒風、直弥、上別所、米戸、瓜 坪新田、上勝田、下勝田、八木、長熊、天辺、宮本、 高崎、坪山新田、岩富町、岩富、坂戸、飯塚、内田、 宮内、西御門、七曲



■地域密着型サービス運営委員会について

◆地域密着型サービス（介護施設）とは？

高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、創設されたサービス体系です。

原則として地域密着型サービスの利用者は佐倉市民のみに限られ、事業者指定及び指導・監督については佐倉市が行います。

No.	地域密着型サービス（9種類）	サービスの概要
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。
2	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、定期巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
3	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、施設への通所によるサービスを提供します。
4	小規模多機能型居宅介護	利用者は少人数の登録制で（登録定員は最大29人まで）、日中の「通い」サービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて、1つの事業所が「訪問」や「泊まり」サービスも提供します。
5	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方が家庭的な環境で少人数による共同生活をし、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、入居定員が29人以下の小規模な介護専用型特定施設のことで、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームで食事や排泄などの介助や日常生活上の世話などを受けることができます。
8	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることでサービスを柔軟に対応します。
9	地域密着型通所介護	通所介護（デイサービス）のうち、定員が19名未満の小規模なサービスです。
No.	地域密着型介護予防サービス（3種類）	サービスの概要
1	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、施設への通所によるサービスを提供します。
2	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方が家庭的な環境で少人数による共同生活をし、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けることができます。 *要支援1の方は利用できません。
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者は少人数の登録制で（登録定員は最大29人まで）、日中の「通い」サービスを中心に、利用者の状態や希望に応じて、1つの事業所が「訪問」や「泊まり」サービスも提供します。

◆地域密着型サービス運営委員会とは？

(1) 設置

- 佐倉市では、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に際する意見等をいただく場として、地域密着型サービス等の運営に関する委員会を設置しています。

(参考) 介護保険法上における地域密着型サービス運営委員会の位置づけ

・法第42条の2第5項

市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

・法第78条の2第7項

市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき又は前項第4号の規定により同条第1項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

・法第78条の4第6項

市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

(2) 審議事項等

- 地域密着型サービス事業所の指定等に関する次の事項について、ご意見等を述べていただくことになります。
 - ① 地域密着型サービス事業所等の指定
 - ② 市独自の指定基準及び介護報酬の設定
 - ③ その他、地域密着型サービス事業所等の指定・指導等に関して必要であると判断した事項

資料3

令和元年度 第1回
佐倉市高齢者福祉・
介護計画推進懇話会
(令和元年5月27日)

令和元年度 高齢者福祉課 事業概要

目 次

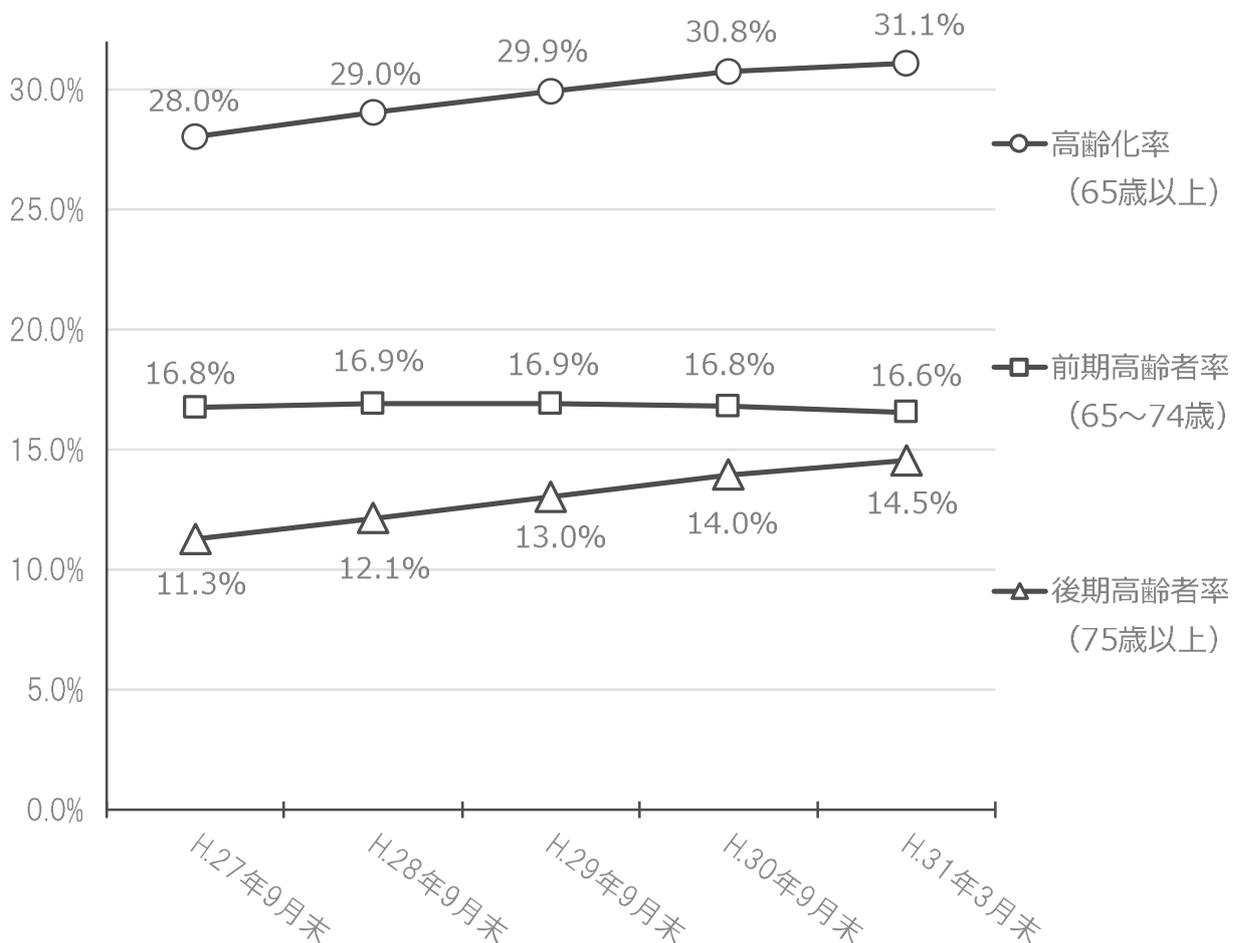
◇ 佐倉市の高齢者人口・介護保険の状況	1
* 高齢者人口の推移	1
* 高齢化率の推移	1
* 要支援・要介護認定者数の推移	2
* 介護（予防）サービス受給状況	2
◇ 令和元年度歳出予算の概要	3
◇ 高齢者福祉課の人員体制	3
◇ 高齢者福祉課各班の所掌事務	4
* 生きがい支援班	4
* 包括支援班	7
* 包括ケア推進班	10
* 介護認定班	14
* 介護資格保険料班	15
* 介護給付班	17

佐倉市の高齢者人口・介護保険の状況

「高齢者人口の推移」

区分	実績				実績	推計	
	第6期		第7期			第7期	
	平成27年 (2015年) 9月末	平成28年 (2016年) 9月末	平成29年 (2017年) 9月末	平成30年 (2018年) 9月末	平成31年 (2019年) 3月末	令和元年 (2019年) 9月末	令和2年 (2020年) 9月末
全人口	177,112人	176,836人	176,300人	175,904人	175,476人	175,273人	174,492人
40歳未満	66,379人	65,139人	63,778人	62,447人	61,766人	61,241人	60,007人
40～64歳	61,073人	60,336人	59,734人	59,357人	59,135人	59,152人	58,873人
65歳以上 (全人口比)	49,660人 (28.0%)	51,361人 (29.0%)	52,788人 (29.9%)	54,100人 (30.8%)	54,575人 (31.1%)	54,880人 (31.3%)	55,612人 (31.9%)
65～74歳 (全人口比)	29,686人 (16.8%)	29,901人 (16.9%)	29,813人 (16.9%)	29,559人 (16.8%)	29,051人 (16.6%)	28,909人 (16.5%)	28,738人 (16.5%)
75歳以上 (全人口比)	19,974人 (11.3%)	21,460人 (12.1%)	22,975人 (13.0%)	24,541人 (14.0%)	25,524人 (14.5%)	25,971人 (14.8%)	26,874人 (15.4%)

「高齢化率の推移」



「要支援・要介護認定者数の推移」

区分	実績				実績	推計	
	第6期		第7期			第7期	
	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末	平成30年 9月末		平成31年 3月末	令和元年 9月末
要支援1	1,137人	1,270人	1,300人	1,250人	1,257人	1,333人	1,343人
要支援2	1,253人	1,303人	1,272人	1,394人	1,428人	1,330人	1,354人
要介護1	1,120人	1,072人	1,138人	1,121人	1,092人	1,210人	1,260人
要介護2	1,029人	1,010人	989人	1,016人	1,045人	1,030人	1,034人
要介護3	721人	796人	834人	873人	900人	914人	956人
要介護4	861人	846人	859人	958人	951人	888人	910人
要介護5	564人	541人	597人	652人	677人	666人	705人
計	6,685人	6,838人	6,989人	7,264人	7,350人	7,371人	7,562人

※ 要支援・要介護認定者数には第2号被保険者（40～64歳）を含みます。

「介護（予防）サービス受給状況」

（平成31年3月末現在）

区分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
居宅介護 （介護予防）サービス	受給者① （①／④）	390人 (31.0%)	737人 (51.6%)	871人 (79.8%)	799人 (76.5%)	528人 (58.7%)	442人 (46.5%)	248人 (36.6%)	4,015人 (54.6%)
地域密着型 （介護予防）サービス	受給者② （②／④）	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	253人 (23.2%)	192人 (18.4%)	131人 (14.6%)	91人 (9.6%)	64人 (9.5%)	731人 (9.9%)
施設介護 サービス	介護老人 福祉施設 受給者③ （③／④）	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	15人 (1.4%)	47人 (4.5%)	173人 (19.2%)	257人 (27.0%)	223人 (32.9%)	715人 (9.7%)
	介護老人 保健施設 受給者④ （④／④）	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	28人 (2.6%)	70人 (6.7%)	101人 (11.2%)	141人 (14.8%)	80人 (11.8%)	420人 (5.7%)
	介護療養型 医療施設 受給者⑤ （⑤／④）	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	2人 (0.2%)	3人 (0.4%)	5人 (0.1%)
	介護医療院 受給者⑥ （⑥／④）	0人 (0.0%)							
	小計 受給者⑦ （⑦／④）	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	43人 (3.9%)	117人 (11.2%)	274人 (30.4%)	398人 (41.9%)	306人 (45.2%)	1,138人 (15.5%)
要支援・要介護認定者 ⑧		1,257人	1,428人	1,092人	1,045人	900人	951人	677人	7,350人

施設介護サービスの受給者小計のうち要介護4は単純合計では400だが、同月の当該サービス内での施設異動による実数を表示。

令和元年度歳出予算の概要（高齢者福祉課所掌分）

（単位：千円）

一般会計	当初予算額	主な事業等
老人福祉総務費	304,224	施設整備推進事業、老人ホーム入所措置事業
介護保険費	1,799,148	介護保険特別会計介護給付費操出金
合計	2,103,372	

介護保険特別会計	当初予算額	主な事業等
総務管理費	166,583	介護保険一般管理事業、職員人件費(介護保険給付関係職員分)
徴収費	12,415	保険料徴収賦課事業、滞納処分事業
介護認定費	120,226	認定調査事業、介護認定審査会事業
介護及び支援サービス等諸費	10,034,563	居宅介護サービス等給付費、施設介護等サービス給付費
高額介護サービス等費	230,232	高額介護サービス給付費、高額介護予防サービス給付費
特定入所者介護サービス等費	339,728	特定入居者介護サービス給付費、特定入居者介護予防サービス給付費
高額医療合算介護サービス等費	43,815	高額医療合算介護サービス給付費、高額医療合算介護予防サービス給付費
一般管理費	43,138	職員人件費（地域支援事業関係職員分）
介護予防・日常生活支援総合事業費	593,850	第一号訪問事業、第一号通所事業、第一号介護予防支援事業費
包括支援事業・任意事業費	287,825	包括支援事業、生活支援体制整備事業、認知症施策推進事業
還付金及び還付加算金	2,503	保険料払い戻し及び加算金
基金積立金	4,225	介護給付費等準備基金積立金
予備費	5,000	予備費
合計	11,884,103	

一般会計歳出予算 2,103,372 千円のうち介護保険費 1,799,148 千円は介護保険特別会計への操出金のため、一般会計と特別会計の歳出予算の実質合計額は、一般会計の老人福祉総務費 304,224 千円と特別会計の合計 11,884,103 千円を合算した 12,188,327 千円。

高齢者福祉課の人員体制

（令和元年5月1日現在）

班名	正規職員	臨時職員	認定調査員	計
課長	1 人			1 人
主幹（介護保険統括担当）	1 人			1 人
生きがい支援班	5 人			5 人
包括支援班	5 人			5 人
包括ケア推進班	9 人	5 人		14 人
介護資格保険料班	4 人	1 人		5 人
介護認定班	7 人	3 人	17 人	27 人
介護給付班	9 人	1 人		10 人
計	41 人	10 人	17 人	68 人

高齢者福祉課各班の所掌事務

【生きがい支援班】

1. 高齢者福祉・介護計画推進懇話会事業に関すること

(佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱)

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にかかる事務局用務を行います。

- ・第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画（平成30～令和2年度）の進捗管理
- ・第8期（令和3～5年度）の計画策定に関すること ほか

2. 敬老祝金贈呈事業に関すること

【計画：P.40 (2)②、実績：P.2 (2)②】

(佐倉市敬老祝金贈呈に関する条例)

年度内に満99歳及び満100歳の年齢に達するかたに対し、長年にわたり社会に尽くしてきた長寿を祝い、敬老思想の高揚を図るため、敬老祝金を贈呈します。

[贈呈金額：(99歳)2万円、(100歳)5万円]

3. 高齢者クラブ活動支援事業に関すること

【計画：P.37 ①、実績：P.1 (1)①】

(佐倉市高齢者クラブ補助金交付要綱)

高齢者クラブは、市内在住のおおむね60歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。町内会ごとなど地域で結成されている個々のクラブ、単位クラブを基本とし、この各単位クラブを総括的に相互の連絡、育成指導などをおこなう、佐倉市高齢者クラブ連合会により成り立っています。

広報や文化活動、スポーツイベントなどを通じて、高齢者クラブへの加入を呼びかけるとともに、地域社会との協働等による各種活動を支援します。

4. 高齢者就業機会確保事業に関すること

【計画：P.42 ②、実績：P.2 2(2)②】

(佐倉市高齢者福祉作業所設置及び管理に関する条例)

レインボープラザ佐倉（鎗木町）内の高齢者福祉作業所では、60歳以上のかたを対象に、高齢者の知識と経験を活かした就労や収入などにつながる技術の習得を目的としたシルバーいきがいマイスター講座を開催し、籐工芸、七宝工芸、刺繍、竹工芸、盆栽、ガーデニングの各種講座を実施しています。

5. 老人憩の家管理運営委託事業に関すること

【計画：P. 38 ②、実績：P. 1 (1)②】

(佐倉市老人憩の家設置及び管理に関する条例)

老人憩の家は、老人の健全なる心身の健康保持及び地域社会における社会福祉の増進を図る目的で、市内に3ヵ所設置し、平成18年度からは、市が指定した指定管理者によって管理運営しています。

地域福祉の活動や高齢者クラブ活動の拠点として、また、世代間交流の場所として広く利用されています。

名称	所在地	指定管理者
うすい荘	白井田 2324-1	白井三町会
千代田荘	生谷 1306	千代田地区社会福祉協議会
志津荘	中志津 2丁目 22-16	志津南地区社会福祉協議会

6. はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成事業に関すること

【計画：P. 44 ③、実績：P. 2 3(1)③】

(佐倉市はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成規則)

60歳以上あるいは身体障害者手帳等を所持している18歳以上のはり、きゅう、マッサージ等の施術を受けるかたを対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、費用の一部を助成し、健康の保持増進を図ります。

〔助成券交付枚数：(4～9月申請)12枚、(10～3月申請)6枚、助成額：600円/回〕

7. 紙おむつ等購入助成事業に関すること(介護保険特別会計)

【計画：P. 52 (2)①、実績：P. 4 (2)①】

(佐倉市紙おむつ等購入助成に関する規則)

介護家族の負担軽減を図るため、紙おむつ、尿取りパッド等が必要な要介護3以上の在宅の高齢者等に対して、紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

〔助成券交付枚数：申請月から3月までの月数×2枚、助成額：1,500円/枚〕

8. シルバー人材センター補助事業に関すること

【計画：P. 41 2(2)①、実績：P. 2 2(2)①】

(佐倉市シルバー人材センター補助金交付要綱、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)

公益財団法人佐倉市シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく高年齢者就業援助法人です。会員に対して就業機会の提供を図り、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立され、会員による自主的・自立的運営をしています。協働・共助(会員がお互

いに協力し合いながら働くこと)のもとに働くことを基本としています。

高齢者の就業機会の安定的な確保を図るため、佐倉市シルバー人材センターに対する支援を行います。

9. 高齢者安心キット給付事業に関すること

民生委員や地域包括支援センターを通じて、75歳以上の市内在宅者に緊急医療情報キット(※)を配布。

※ キットは、救急出動時や災害時の医療・救護に役立つため、かかりつけ医療機関や病気、服薬、連絡先等の情報を自宅の冷蔵庫内に保管するもの。ポリケースと情報記入用のシート、冷蔵庫ドアに貼る緊急医療情報の冷蔵庫在中を表示するマグネット等の一式。

10. 高齢者安心カード交付事業に関すること

【計画：P.53 (3)①、実績：P.5 (3)①】

(佐倉市高齢者安心カード交付事業実施要綱)

市内居住の60歳以上のかたを対象に、万一の救急時や災害時に備え外出時に携行する「高齢者安心カード」(氏名・住所・顔写真・緊急連絡先・かかりつけの医療機関等を記載)を申請に基づき発行します。

11. 介護人材確保対策事業に関すること

市内の介護サービス分野における慢性的な人手不足を解消し、介護人材の安定確保と市内事業所就業の促進を図るため、介護職員初任者研修会を開催します。

[平成30年度受講者数：15名]

12. 社会福祉法人の認可等に関すること

市内の社会福祉法人のうち高齢者福祉に関するものに係る認可等を処理します。

【包括支援班】

I 在宅福祉サービス

心身の障害や衰え等から日常生活を営む上で支障のある高齢者が、在宅で生活を送ることができるように支援します。

①緊急通報システム

【計画：P. 51② 実績：P. 4-(1)②】

ひとり暮らしの高齢者等が疾病・災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるよう、居宅に緊急通報装置を設置（貸与）します。緊急もしくは相談事があった場合、利用者が通報装置本体や付属しているペンダントのボタンを押すことで、市が委託している受信センターに通報されます。原則、事前に登録している協力員に連絡し安否確認を依頼しますが、必要に応じ直接、受信センターが「119 番通報」をして、救急隊の出動を要請します。

②生活管理指導短期宿泊

日常生活では自立しているものの、家族による見守りなど生活管理に支援を必要とする高齢者に対し、一時的に養護老人ホームに短期宿泊（半年間で7日間を限度）させます。

③2市1町SOSネットワーク

【計画：P. 54④、実績：P. 5-(3)②】

佐倉市、八街市、酒々井町の2市1町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合を構成団体として連絡協議会を組織し、認知症高齢者等が徘徊などで行方不明になった場合、迅速な発見ができるよう、FAXや防災無線等を利用した情報提供をおこない、捜索への協力を呼びかけます。

また、認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の身体的特徴及び家族等の連絡先を市に事前に届け出てもらい、「SOSステッカー」（登録番号入りの反射ステッカー）の交付などにより、行方不明となったときの早期発見及び安全の確保と、地域での見守り支援体制を促進します。

④訪問理美容サービス

【計画：P. 52(2)②、実績：P. 4-1(2)②】

高齢者や障害者のみの世帯に属する在宅の65歳以上かつ要介護4以上で、疾病等の理由により外出が困難な方を対象に、居宅で理容または美容のサービスを受ける際の出張費用の一部を助成します。

〔助成額：1,000円/回（3か月あたり1枚、最大4枚）〕

⑤佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク事業

【計画：P.54③】

高齢者を地域においてさりげなく見守るため、各家庭を事業対象に業務をおこなっている新聞販売店、電力会社、ガス会社、上下水道検針・徴収業務事業者、生活協同組合、弁当宅配事業者、乳酸菌飲料販売事業者、郵便事業者などと協定を締結し、事業者が日常業務を

おこなう中で高齢者の異変等を発見した場合に、市もしくは地域包括支援センターに通報することで早期対応や問題解決等をするため、連携を図りながら高齢者を見守ります。

II 入所措置

1. 老人ホーム入所措置

65歳以上の高齢者で心身上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮しているもので、居宅において生活することが困難な者を養護老人ホームへ措置し、生活の場を確保します。

生命又は身体に重大な危険がある場合等やむを得ない事由により、介護保険法による対応が著しく困難と認められる65歳以上の要介護者を特別養護老人ホームへ入所措置をします。

III 成年後見推進

判断能力が十分でない高齢者等を保護し支援する成年後見制度の周知を図るための講演会の開催や、成年後見制度の利用を促進する相談会の実施、申立手続きの支援、市民後見人の育成等を行います。

また、平成30年6月に立ち上げた「成年後見制度利用促進に関する検討会」で、成年後見制度の利用促進に関する必要な施策について検討します。

IV 相談支援等（介護保険事業）

1. 介護者のつどい

【計画：P.53⑥、実績：P.5⑥】

介護に関する学習、介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて、在宅介護する家族の精神的な負担の軽減等を図るため、「介護者のつどい」を開催します。

2. 相談支援

市が委託した介護相談員がサービス事業所や介護保健施設へ定期的に訪問し、サービス利用者やその家族の相談等からニーズを把握し、問題の改善や介護サービスの質の向上を図ります。

3. その他支援事業

①高齢者等ふれあい配食サービス

【計画：P.51①、実績：P.4-1(1)①】

高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯などで、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難な方を対象に、週1～5回、夕食を直接手渡しで届け、安否を確認します。

〔利用者自己負担：350円/食〕

②成年後見申立て

【計画：P.57②、実績：P.6-3(1)】

認知症などにより判断能力が不十分であり成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、親族による申立が期待できない状況にある高齢者に対し、市長が家庭裁判所へ審判の請求をおこないます。

成年後見制度にかかる費用を負担することが困難であるかたに対し、申立費用や後見人等への報酬の助成をおこないます。

V その他

1. 成年後見支援センター事業に関すること

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方が成年後見制度を適切に利用するための支援を行う成年後見支援センターを通じ、成年後見制度の利用促進及び市民後見人の支援等を実施します。

【包括ケア推進班】

1. 地域支援事業に関すること

(介護保険法第 115 条の 45)

被保険者が要介護（要支援）状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために下記の事業を行います。

事業名称	事業の内容
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業	<p>ア. 訪問型</p> <p>【計画：P. 47(2)①、実績：P. 3 4(2)①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護相当サービス ○訪問型生活援助サービス（訪問型サービス A） ○住民主体の生活支援サービス（訪問型サービス B） ○訪問型短期集中予防サービス（訪問型サービス C） ○法人主体の移動サービス（訪問型サービス D） <p>〔平成 30 年度補助金交付団体数：6 団体〕</p>
	<p>イ. 通所型</p> <p>【計画：P. 48②、実績：P. 3 4(2)②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護相当サービス ○法人主体の通所型サービス（通所型サービス） <p>〔平成 30 年度補助金交付団体数：2 団体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所型短期集中予防サービス（通所型サービス C） <p>「短期集中・体力アップコース」年 3 コース</p>
<p>②一般介護予防事業</p> <p>65 歳以上のかた（その支援のための活動に関わるかた）の自立支援と介護予防を推進します</p>	<p>ア. 介護予防普及啓発事業</p> <p>【計画：P. 45(1)②、実績：P. 3 4(1)②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防講演会や各種教室、出前講座などの実施 ・佐倉ふるさと体操 ・佐倉わくわく体操会 ・低栄養・口腔教室 ・骨粗しょう症予防教室 等 <p>【計画：P. 55 2(2)①、実績：P. 6 2(2)①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○物忘れ相談の実施 <p>イ. 地域介護予防活動支援事業</p> <p>【計画：P. 46③、実績：P. 3 4(1)③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防ボランティアの養成 ○高齢者の「通いの場」をつくる地域の住民活動への補助 <p>ウ. 地域リハビリテーション活動支援事業</p> <p>リハビリテーション専門職による介護予防活動に関する技術的支援やケアマネジメント支援等を行います。</p>

事業名称	事業の内容															
(2) 包括的支援事業 ①地域包括支援センターの運営 日常生活圏域（5か所）ごとに地域包括支援センターを設置し、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師（看護師）の3職種を配置します	【計画：P. 33～35、P. 49④、P. 50(3)①～②、P56. (3)、実績：P. 3 4(3)②、P. 6 2(2)②、P. 6 2(3)】															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 322 1098 383">地域包括支援センター名称</th> <th data-bbox="1098 322 1441 383">受託法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 383 1098 434">志津北部地域包括支援センター</td> <td data-bbox="1098 383 1441 434">(福) 自洲会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 434 1098 486">志津南部地域包括支援センター</td> <td data-bbox="1098 434 1441 486">(福) 富裕会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 486 1098 537">白井・千代田地域包括支援センター</td> <td data-bbox="1098 486 1441 537">(福) ひまわりの里</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 537 1098 622">佐倉地域包括支援センター</td> <td data-bbox="1098 537 1441 622">共同事業体「地域の輪」 代表法人 (福) 誠友会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 622 1098 678">南部地域包括支援センター</td> <td data-bbox="1098 622 1441 678">(福) 愛光</td> </tr> </tbody> </table>	地域包括支援センター名称	受託法人	志津北部地域包括支援センター	(福) 自洲会	志津南部地域包括支援センター	(福) 富裕会	白井・千代田地域包括支援センター	(福) ひまわりの里	佐倉地域包括支援センター	共同事業体「地域の輪」 代表法人 (福) 誠友会	南部地域包括支援センター	(福) 愛光			
地域包括支援センター名称	受託法人															
志津北部地域包括支援センター	(福) 自洲会															
志津南部地域包括支援センター	(福) 富裕会															
白井・千代田地域包括支援センター	(福) ひまわりの里															
佐倉地域包括支援センター	共同事業体「地域の輪」 代表法人 (福) 誠友会															
南部地域包括支援センター	(福) 愛光															
②在宅医療・介護連携推進事業 医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域での暮らしを人生の最期まで続けることができるよう関係者間の連携を推進します	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="320 1330 1441 1391">【計画：P. 62～63】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="320 1391 1441 1498">○地域の医療・介護資源の把握と情報リストの作成とホームページへの公開</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="320 1498 1441 1606">○在宅医療・介護連絡会議による課題の検討 〔平成30年度会議回数：2回〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="320 1606 1441 1713">○医療と介護の情報共有支援（生活状況問診票、医療・介護情報連絡シートの作成）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="320 1713 1441 1765">○関係者向け研修会の開催</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="320 1765 1441 1872">○地域住民への啓発・出前講座の実施（わたしらしく生きるを支える手帳の配布）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="320 1872 1441 2018">○関係団体が主催する会議への参加、研修会開催支援 等</td> </tr> </tbody> </table>		【計画：P. 62～63】		○地域の医療・介護資源の把握と情報リストの作成とホームページへの公開		○在宅医療・介護連絡会議による課題の検討 〔平成30年度会議回数：2回〕		○医療と介護の情報共有支援（生活状況問診票、医療・介護情報連絡シートの作成）		○関係者向け研修会の開催		○地域住民への啓発・出前講座の実施（わたしらしく生きるを支える手帳の配布）		○関係団体が主催する会議への参加、研修会開催支援 等	
	【計画：P. 62～63】															
○地域の医療・介護資源の把握と情報リストの作成とホームページへの公開																
○在宅医療・介護連絡会議による課題の検討 〔平成30年度会議回数：2回〕																
○医療と介護の情報共有支援（生活状況問診票、医療・介護情報連絡シートの作成）																
○関係者向け研修会の開催																
○地域住民への啓発・出前講座の実施（わたしらしく生きるを支える手帳の配布）																
○関係団体が主催する会議への参加、研修会開催支援 等																

事業名称	事業の内容												
(2) 包括的支援事業	<p>ア. 認知症初期集中支援事業</p> <p>【計画：P.55(2)②、実績：P.6 2(2)②】</p> <p>認知症初期集中支援チームを各地域包括支援センター内に設置し、認知症の早期発見・早期対応への支援を、認知症サポート医を含めたチームで実施します。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 483 890 539">チーム員担当地域</th> <th data-bbox="890 483 1444 539">認知症サポート医</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 539 890 595">志津北部</td> <td data-bbox="890 539 1444 595">さくらホームクリニック</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 595 890 651">志津南部</td> <td data-bbox="890 595 1444 651">東邦大学医療センター佐倉病院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 651 890 707">白井・千代田</td> <td data-bbox="890 651 1444 707">穴戸内科医院</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 707 890 763">佐倉</td> <td data-bbox="890 707 1444 763">さくら風の村訪問診療所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 763 1444 819">根郷・和田・弥富</td> <td data-bbox="890 763 1444 819">いとうクリニック</td> </tr> </tbody> </table>	チーム員担当地域	認知症サポート医	志津北部	さくらホームクリニック	志津南部	東邦大学医療センター佐倉病院	白井・千代田	穴戸内科医院	佐倉	さくら風の村訪問診療所	根郷・和田・弥富	いとうクリニック
	チーム員担当地域	認知症サポート医											
	志津北部	さくらホームクリニック											
	志津南部	東邦大学医療センター佐倉病院											
	白井・千代田	穴戸内科医院											
	佐倉	さくら風の村訪問診療所											
	根郷・和田・弥富	いとうクリニック											
	<p>イ. 認知症地域支援・ケア向上事業</p> <p>【計画：P.55(3)、実績：P.6 2(3)】</p> <p>地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員を中心に認知症の人と家族を支援するための地域づくりを推進します。</p> <p>○オレンジカフェの運営・認知症に関する相談業務</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1155 890 1211">開設地域</th> <th data-bbox="890 1155 1444 1211">開設場所（8か所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1211 890 1267">志津北部</td> <td data-bbox="890 1211 1444 1267">そばカフェ301</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1267 890 1323">志津南部</td> <td data-bbox="890 1267 1444 1323">ゆたか苑、C's カフェ（志津市民プラザ内）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1323 890 1379">白井・千代田</td> <td data-bbox="890 1323 1444 1379">リハビリデイひまわりの里、さくらの丘</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1379 890 1435">佐倉</td> <td data-bbox="890 1379 1444 1435">栄町集会所、さくら苑</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1435 1444 1491">根郷・和田・弥富</td> <td data-bbox="890 1435 1444 1491">はちす苑</td> </tr> </tbody> </table>	開設地域	開設場所（8か所）	志津北部	そばカフェ301	志津南部	ゆたか苑、C's カフェ（志津市民プラザ内）	白井・千代田	リハビリデイひまわりの里、さくらの丘	佐倉	栄町集会所、さくら苑	根郷・和田・弥富	はちす苑
	開設地域	開設場所（8か所）											
	志津北部	そばカフェ301											
	志津南部	ゆたか苑、C's カフェ（志津市民プラザ内）											
白井・千代田	リハビリデイひまわりの里、さくらの丘												
佐倉	栄町集会所、さくら苑												
根郷・和田・弥富	はちす苑												
<p>③認知症施策推進事業</p> <p>認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう早期診断・早期対応に向けた支援と認知症にやさしい地域づくりを推進します</p> <p>〔平成30年度オレンジカフェ延利用者数：2,590人〕</p> <p>○認知症高齢者声かけ訓練の開催</p> <p>〔平成30年度声かけ訓練開催地区：宮前3丁目、下志津、ユーカリ殖産〕</p> <p>○認知症連携シート「さくらパス」の活用による医療と介護の連携の推進</p> <p>○多職種連携及びケア対応力向上のための研修会の開催</p> <p>○認知症対策検討会の開催</p> <p>〔平成30年度検討会回数：1回〕</p>													

	事業名称	事業の内容
(2) 包括的支援事業	④生活支援サービスの体制整備 高齢者の生活支援ニーズ把握及び民間・住民主体の生活支援サービス等と連携しながら多様なサービスのコーディネートと支援体制の整備を推進します	ア. 生活支援コーディネーターの配置 【計画：P. 50(3)①】 ○高齢者の生活支援・介護予防等に関する地域資源の把握 ○佐倉市の「地域の支え合い助け合いリスト」の作成・情報リストの提供 等 イ. 協議体の設置 【計画：P. 50(3)②、実績：P. 34(3)②】 生活支援等サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターと多様なサービス提供者等が情報共有と連携強化を行います。
	認知症サポーター等養成事業 認知症の正しい知識の理解を啓発し、認知症の人とその家族をあたたかく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成します	【計画：P. 55 2(1)、実績：P. 6 2(1)】 ○市職員（キャラバン・メイトに）による主催事業の開催 ○地域団体・民間企業・介護事業所・学校等へキャラバン・メイトを派遣し出前講座の開催 ○県主催のキャラバン・メイト養成研修の受講調整 ○キャラバン・メイト交流会の開催 等

2. その他高齢者福祉及び介護保険制度に関すること

(1) 介護マークの交付

【計画：P. 53⑦、実績：P. 5⑦】

(平成 23 年 12 月 13 日付厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡)

介護をしている人が、介護中であることを周囲に理解してもらうためのマーク（名札カード等）を希望者に配布します。

【介護認定班】

1. 介護認定審査会事業に関すること

(介護保険法、佐倉市介護保険条例)

①介護認定審査会の開催

要介護・要支援申請のあった被保険者の介護認定の判定を行うため、介護認定審査会を開催します。(令和元年度244回開催予定)

<介護認定審査会の構成>

職種	医師	歯科医師	薬剤師	福祉分野	保健分野	計
人数	20名	20名	10名	10名	10名	70名

全委員が10部会(1部会7名で構成)に分かれ、部会ごとに審査会を開催。

※平成30年度末の認定状況は、2ページの「要支援・世介護認定者数の推移」参照。

②平準化委員会の開催

会長が各分野から指名した計15名の委員からなる平準化委員会を開催して、認定審査の平準化を図ります。(年1回)

審査判定の視点の確認、制度改正を始め、審査会の運営に関わる検討事項などを平準化委員会で、検討します。

③その他

千葉県主催の新規委員研修や現任研修等を受講し、審査の質の向上を図ります。

2. 認定調査事業に関すること

(介護保険法、佐倉市介護保険条例)

①要介護・要支援申請のあった被保険者に対して、認定調査員による認定調査を実施します。

平成30年度実績：申請件数 6,011件、調査件数 5,875件

職員、臨時・非常勤認定調査員のほか居宅介護支援事業所等への委託で対応。

②要介護・要支援申請受付業務及び主治医(指定医)意見書の入手事務、要介護・要支援申請者及び認定者に対する各種案内(更新勧奨、認定結果通知、遅延通知、障害者控除認定書等)を行います。

【介護資格保険料班】

I. 保険料徴収賦課事業に関すること

(1) 介護保険料の賦課・徴収業務

- ・被保険者の前年の合計所得や世帯状況に応じて10段階で介護保険料を賦課
- ・徴収方法は、特別徴収（年金天引き）と普通徴収

【第1号被保険者の保険料段階設定】

第7期 平成30年度～令和2年度（10段階設定）												
所得段階	対象者		基準月額（円）	月額（円）	基準額に対する比率	年額保険料（円）	被保険者構成割合					
第1段階	市民税 本人非課税	世帯非課税	本人の前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	4,500	1.00	54,000	13.4%					
第2段階								80万円を超え120万円以下	3,375	0.75	40,500	5.0%
第3段階		世帯課税						120万円を超える	3,375	0.75	40,500	4.6%
第4段階								80万円以下	4,050	0.90	48,600	17.2%
第5段階								80万円を超える	4,500	1.00	54,000	13.8%
第6段階	市民税 本人課税	本人の前年中の合計所得金額	120万円未満	5,400	1.20	64,800	11.7%					
第7段階			120万円以上200万円未満	5,850	1.30	70,200	16.5%					
第8段階			200万円以上300万円未満	6,750	1.50	81,000	8.6%					
第9段階			300万円以上400万円未満	7,650	1.70	91,800	4.0%					
第10段階			400万円以上	8,550	1.90	102,600	5.2%					

◆被保険者構成割合については、平成30年4月1日の被保険者の所得情報をもとに算定したものです。

【平成29年度 介護保険料収納状況】

(単位：円)

		調定額	収入済額	還付未済額 (再掲)	不能欠損額	未収額
現 年 度	特別徴収	2,952,214,600	2,952,214,600	1,999,800		
	普通徴収	276,794,900	245,654,400	162,000	0	31,140,500
	計	3,229,009,500	3,197,869,000	2,161,800	0	31,140,500
滞納繰越		91,187,700	11,664,900	34,400	14,518,300	65,004,500
合計		3,320,197,200	3,209,533,900	2,196,200	14,518,300	96,145,000

平成30年度の出納整理完了は5月末のため現時点で未確定につき平成29年度を掲載。

【介護給付班】

1. 介護サービス給付費の支給に関すること

(1) 居宅介護サービス等給付費に関すること

居宅（自宅のほか軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含む）で生活を送る要介護認定者に、居宅介護サービス事業者に対する介護給付費を支給します。

- ① 訪問介護、② 訪問入浴介護、③ 訪問看護、④ 訪問リハビリテーション、
 ⑤ 居宅療養管理指導、⑥ 通所介護、⑦ 通所リハビリ、⑧ 短期入所生活介護、
 ⑨ 短期入所療養介護、⑩ 特定施設入所者生活介護、⑪ 福祉用具貸与、⑫ 特定福祉用具販売

居宅介護サービス等給付費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	3,882,766,636	3,932,070,406	4,017,188,693	3,645,244,177	3,836,952,716

(2) 特例居宅介護サービス等給付費に関すること

要介護認定申請前に指定居宅サービスを受けた場合又は基準該当居宅サービスを受けた場合に、居宅介護サービス費を支給します。

特例居宅介護サービス等給付費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	36,645,940	37,788,235	32,725,757	30,184,874	34,264,348

(3) 地域密着型介護サービス給付費に関すること

地域密着型介護サービスを利用する要介護認定者に、地域密着型介護サービス事業者に対する介護給付費を支給します。地域密着型介護サービスを利用できるのは、原則としてサービスを提供する事業者のある市町村に住む人に限られます。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、② 夜間対応型訪問介護、③ 地域密着型通所介護、
 ④ 療養通所介護、⑤ 認知症対応型通所介護、⑥ 小規模多機能型居宅介護、
 ⑦ 認知症対応型共同生活介護、⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護、
 ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑩ 看護小規模多機能型居宅介護

地域密着型介護サービス給付費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	571,944,859	720,906,877	758,862,947	1,168,315,431	1,217,247,771

(4) 施設介護サービス給付費に関すること

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）で生活を送る要介護認定者に、事業者に対する介護給付費を支給します

施設介護サービス給付費

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	2,978,148,955	3,067,836,285	3,109,709,269	3,176,937,657	3,333,832,218

(5) 居宅介護福祉用具購入給付費に関すること

特定福祉用具^(※)を購入した居宅で生活を送る要介護認定者に対し、介護給付費を支給します。

※ 福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの。

- ① 腰掛便座、② 自動排泄処理装置の交換可能部品、③ 入浴補助用具、④ 簡易浴槽、⑤ 移動用リフトのつり具の部分

居宅介護福祉用具購入給付費

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	10,993,728	8,949,429	10,681,909	9,854,119	11,201,523

(6) 居宅介護住宅改修給付費に関すること

住宅改修^(※)を実施した要介護被保険者に対し、介護給付費を支給します。

(支給限度基準額：20 万円／人)。

※改修の種類

- ① 手すりの取付け、② 段差の解消、③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、④ 引き戸等への扉の取替え、⑤ 洋式便器等への便器の取替え、⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

居宅介護住宅改修給付費

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	28,996,467	29,902,830	29,013,800	24,828,676	28,124,416

(7) 居宅介護サービス計画給付費に関すること

要介護者が指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援（居宅サービス計画の策定、事業者との利用調整等）を利用した場合に保険給付を行います。

居宅介護サービス計画給付費

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	371,645,034	369,748,714	387,489,502	387,292,972	400,523,555

(8) 特例居宅介護サービス計画給付費に関すること

居宅要介護被保険者が、要介護認定の効力が生じる前に緊急やむを得ず指定居宅サービスを受けるために居宅介護支援サービスを利用した際に、居宅介護支援事業所に対し、特例居宅介護サービス計画給付費を支給します。

特例居宅介護サービス計画給付費

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	2,720,424	2,813,593	3,063,614	2,925,191	2,325,624

(9) 介護予防サービス給付費に関すること

居宅（軽費老人ホームや有料老人ホームなどの居室も含む）で生活を送る要支援認定者に対し、サービス事業者に対する介護予防サービス給付費を支給します。

- ① 介護予防訪問介護、② 介護予防訪問入浴介護、③ 介護予防訪問看護、
④ 介護予防訪問リハビリテーション、⑤ 介護予防居宅療養管理指導、⑥ 介護予防通所介護、
⑦ 介護予防通所リハビリテーション、⑧ 介護予防短期入所生活介護、
⑨ 介護予防短期入所療養介護、⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護、⑪ 介護予防福祉用具貸与

介護予防サービス給付費

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	613,161,356	678,587,621	644,153,330	695,064,602	541,295,550

(10) 特例介護予防サービス給付費に関すること

要支援認定申請前に介護予防サービスを受けた場合又は基準該当介護予防サービスを受けた場合に、介護予防サービス費を支給します。

特例介護予防サービス給付費

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	1,096,748	2,094,284	2,822,485	2,906,889	2,614,726

(11) 地域密着型介護予防サービス給付費に関すること

地域密着型介護予防サービスを利用する要支援認定者に、地域密着型介護サービス事業者に対する介護給付費を支給します。地域密着型介護予防サービスを利用できるのは、原則としてサービスを提供する事業者のある市町村に住む人に限られます。

地域密着型介護予防サービス給付費

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	3,648,742	5,746,681	5,302,592	4,458,486	2,208,990

(12) 介護予防福祉用具購入給付費に関すること

特定福祉用具(※)を購入した居宅で生活を送る要支援認定者に対し、介護給付費を支給します。

※福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないもの。

介護予防福祉用具購入給付費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	4,342,207	5,521,380	4,952,997	7,043,520	5,588,378

(13) 介護予防住宅改修給付費に関すること

住宅改修を実施した要支援被保険者に対し、介護給付費を支給します。

(支給限度基準額：20万円/人)。

介護予防住宅改修給付費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	30,540,440	34,988,948	29,013,800	34,029,870	37,068,452

(14) 介護予防サービス計画給付費に関すること

要支援者が介護予防支援を利用した場合に保険給付を行います。

介護予防サービス計画給付費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	62,231,384	71,287,610	81,123,576	88,200,800	72,175,327

(15) 審査支払手数料に関すること

千葉県国民健康保険団体連合会が委託を受け、各事業者からのレセプト（請求明細書）のチェックを行います。（介護給付費の審査支払手数料）

審査支払手数料

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	8,965,408	8,357,752	8,608,964	8,949,980	8,379,950

(16) 高額介護サービス給付費に関すること

要介護被保険者の介護保険サービス利用料1～3割の自己負担額を世帯で合計し、一月分が上限額を超えた場合に、超えた額を支給します（食費や雑費等の自費分は除きます。）。

高額介護サービス給付費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	146,932,231	153,082,617	179,692,183	215,422,913	220,444,072

(17) 特定入所者介護サービス費に関すること

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）や短期入所を利用する低所得要介護者の食費・部屋代について、サービス利用が困難とならないように食費・部屋代の一定額以上を保険給付します。

特定入所者介護サービス費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	322,050,770	371,455,285	376,262,202	332,409,111	314,346,980

(18) 特例特定入所者介護サービス費に関すること

要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定入所者介護サービスを受けた場合に給付を行います。

特例特定入所者介護サービス費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	880,380	942,860	1,124,660	901,490	777,600

(19) 特定入所者介護予防サービス費に関すること

短期入所（ショートステイ）を利用する低所得要支援者の食費・部屋代について、サービス利用が困難とならないように食費・部屋代の一定額以上を保険給付します。

特定入所者介護予防サービス費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	995,720	1,711,990	1,618,650	1,205,200	1,063,670

(20) 高額医療合算介護サービス費に関すること

一月にかかった介護保険の自己負担額が高額になった場合は「高額介護サービス費」が、医療保険の自己負担額が高額になった場合は「高額療養費」が、申請によりそれぞれ支給されています。

上記に加え、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、申請により負担額の一部を払い戻します。

高額医療合算介護サービス費

単位：円

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
金 額	20,038,172	16,258,718	29,814,682	29,515,012	31,974,188

2. 給付適正化に関すること

介護給付の適正化のために行う事業の実施主体は市（保険者）であり、具体的な取組として、介護給付適正化に向けて着実に実施することとされている主要5事業(※)があります。

- ※ ① 要介護認定の適正化、② ケアプラン点検、③ 住宅改修・福祉用具点検、
④ 縦覧点検・医療情報との突合、⑤ 介護給付費通知

介護給付等費用適正化事業

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	2,020,708	1,945,305	1,905,627	2,046,977	2,018,956

3. 施設等の整備に関すること

市民がより身近な地域で介護施設等におけるサービスを楽しむことができるよう、施設整備を行う事業者に対し、整備に要する費用について、国及び県補助金を活用し、予算の範囲内において補助金を交付します。

施設整備推進事業

単位：円

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
金 額	248,221,000	80,000,000	0	0	4,247,000

高齢者福祉関連の主な施策・サービスの実績

第1章 「生きがい・介護予防」

～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

1 社会参加の促進と福祉意識の高揚

(1) 地域活動の振興〔7期計画(以下「計画」と表示): P.37～〕

① 高齢者クラブの活動支援

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
単位クラブ数	65	66	60	59
会員数	2,886 人	2,980 人	2,851 人	2,787 人

② 老人憩の家の管理運営

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
のべ利用者数	29,794 人	27,716 人	28,150 人	28,110 人
うすい荘	8,976 人	8,662 人	7,867 人	7,750 人
千代田荘	6,362 人	5,909 人	6,225 人	5,569 人
志津荘	14,456 人	13,145 人	14,058 人	14,791 人
利用件数	2,035 件	1,925 件	1,955 件	1,886 件
うすい荘	697 件	644 件	554 件	542 件
千代田荘	414 件	429 件	469 件	438 件
志津荘	924 件	852 件	932 件	906 件

③ ボランティア活動に対する支援

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
団体登録数 〔登録会員数計〕	108 団体 〔2,796 人〕	117 団体 〔2,999 人〕	114 団体 〔2,854 人〕	106 団体 〔2,528 人〕
個人ボランティア登録者数	141 人	171 人	223 人	286 人

(2) 敬老事業の推進 [計画：P.40～]

② 敬老祝金の贈呈

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
99歳 [2万円贈呈]	54 人	40 人	47 人	69 人
100歳 [5万円贈呈]	33 人	37 人	30 人	36 人

2 生涯学習活動と就労支援

(2) 就労支援 [計画：P.41～]

① 佐倉市シルバー人材センターへの支援

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
会員数	983 人	1,010 人	1,021 人	1,105 人
就業のべ人数	92,472 人	98,197 人	104,896 人	111,167 人
受注件数	15,009 件	15,769 件	16,723 件	15,967 件

② 高齢者福祉作業所の活用

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	194 回	182 回	182 回	180 回
[のべ参加者数(人)]	[2,535人]	[1,637人]	[1,709人]	[1,896人]
籐工芸	35 回 [410人]	34 回 [308人]	36 回 [305人]	36 回 [376人]
七宝工芸	30 回 [250人]	33 回 [206人]	36 回 [226人]	36 回 [221人]
刺繍	35 回 [398人]	34 回 [253人]	36 回 [307人]	36 回 [207人]
竹工芸	40 回 [721人]	37 回 [499人]	38 回 [518人]	36 回 [656人]
園芸	54 回 [756人]	44 回 [371人]	36 回 [353人]	36 回 [436人]

3 いきいき健康づくり

(1) 健康づくりの推進 [計画：P.43～]

③ はり、きゅう、マッサージ等利用助成

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請者数	4,104 人	3,814 人	3,793 人	3,802 人
交付枚数	46,080 枚	42,564 枚	42,504 枚	41,988 枚
利用枚数	21,127 枚	20,142 枚	20,632 枚	20,209 枚

4 介護予防の総合的な推進

(1) 一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）〔計画：P.45～〕

② 介護予防普及啓発事業

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講演会の開催	2 回	1 回	2 回	1 回
介護予防教室等の開催	1,149 回	1,287 回	1,183 回	1,208 回
佐倉わくわく体操会の開催支援	2 団体	14 団体	16 団体	12 団体

③ 地域介護予防活動支援事業

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
介護予防ボランティア養成人数	43 人	44 人	43 人	45 人
介護予防ボランティア登録者数	114 人	144 人	182 人	199 人
補助金の交付（団体）	－	27 団体	37 団体	44 団体
週 1 回以上活動する通いの場	34 カ所	60 カ所	81 カ所	92 カ所

(2) 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

① 訪問型

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問介護相当サービス	－	－	516 人	560 人※
訪問型生活援助サービス	－	－	2 人	9 人※
訪問型短期集中予防サービス	－	－	2 人	3 人

※ 平成31年2月実績

② 通所型

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
通所介護相当サービス	－	－	895 人	1,081 人※
通所型短期集中予防サービス	－	－	14 人	19 人

※ 平成31年2月実績

(3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備 〔計画：P.50～〕

② 協議体の設置及び運営

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
協議体開催回数	0 回	0 回	17 回	28 回

第2章 「生活支援・住環境整備」

～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

1 安心できる在宅福祉サービスの提供

(1) ひとり暮らし・高齢者世帯を支える在宅福祉サービス

[計画：P.51～]

① 高齢者等ふれあい配食サービス

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
配食対象者（年度末時点）	147 人	149 人	140 人	123 人
のべ配食数	17,783 食	18,730 食	18,803 食	17,557 食

② 緊急通報装置の貸与

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
貸与対象者（年度末時点）	166 人	163 人	159 人	167 人

(2) 在宅生活における介護者等への負担軽減 [計画：P.52～]

① 紙おむつ等の購入費用助成

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請者数	996 人	997 人	1,081 人	1,075 人
交付枚数	20,574 枚	20,064 枚	21,682 枚	21,514 枚
利用枚数	14,807 枚	14,694 枚	15,808 枚	15,949 枚

② 訪問理美容出張費用の助成

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
申請者数	13 人	14 人	19 人	11 人
交付枚数	38 枚	51 枚	63 枚	40 枚
利用枚数	16 枚	33 枚	27 枚	13 枚

③ 生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録者数	2 人	1 人	4 人	1 人
利用人数	24 日	9 日	50 日	4 日

④ 福祉タクシー利用料金の助成（寝たきり高齢者台帳登録者）

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
福祉タクシー券申請者数	11 人	14 人	15 人	20 人
福祉寝台車券申請者数	6 人	2 人	0 人	4 人

⑤ 介護者教室

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	10 回	10 回	20 回	20 回
のべ参加者数	185 人	186 人	272 人	353 人

⑥ 介護者のつどい

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	40 回	40 回	40 回	40 回
のべ参加者数	397 人	385 人	306 人	274 人

⑦ 介護マークの交付

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付枚数	15 枚	6 枚	6 枚	4 枚

(3) 見守り支援・もしもの時の支援〔計画：P.53～〕

① 高齢者安心カードの交付

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付枚数	70 枚	31 枚	28 枚	35 枚

② 救急医療情報キットの給付

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
のべ給付数	25,012 個	27,763 個	30,630 個	33,654 個

④ 2市1町SOSネットワーク

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
検索回数	41 回	29 回	30 回	32 回
事前登録(ステッカー交付)者数	32 人	35 人	30 人	35 人

2 認知症にやさしい佐倉の推進

(1) 認知症の理解を深めるための普及・啓発 [計画:P.55~]

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認知症サポーター養成講座 開催回数	59 回	53 回	52 回	52 回
認知症サポーター養成講座 受講者数	2,369 人	2,511 人	1,779 人	1,602 人
認知症サポーター数	14,165 人	16,676 人	18,455 人	20,057 人

(2) 認知症の人と介護者を支えるネットワーク強化 [計画:P.55~]

① 物忘れ相談の実施

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	9 回	9 回	9 回	9 回
相談件数	22 件	27 件	24 件	26 件

② 認知症初期集中支援チームの配置

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認知症初期集中支援チーム数	—	5 カ所	5 カ所	5 カ所

(3) 認知症の人とその家族の視点を重視したやさしい地域づくり

[計画:P.56~]

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
認知症地域支援推進員の配置	5 人	5 人	5 人	5 人
オレンジカフェ開設数	5 カ所	5 カ所	9 カ所	9 カ所

3 権利擁護と地域での見守り

(1) 成年後見制度 [計画:P.57~]

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
成年後見制度・市長申立て件数	3 件	7 件	9 件	15 件

第3章 「医療・介護」

～いつまでも自分らしく生きるために～

2 介護保険サービスの充実

(2) 介護保険制度の円滑な運営や給付の適正化〔計画：P.65～〕

①サービスの質の担保

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
集団指導（回）	1 回	1 回	1 回	1 回
実地指導（回）	2 回	12 回	3 回	0 回

③介護給付適正化事業の推進

項目	実績			
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
適正化主要 5 事業の実施数 (事業数)	5 事業	5 事業	5 事業	5 事業

令和元年度 施設整備法人公募関係資料

- ① 令和元年度佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募要領（創設）（案）
…………… A 4 版、両面、全 30 頁
- ② 佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準（案）
…………… A 3 版袖折り、片面、全 5 頁
- ③ 令和元年度佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募要領（案）
…………… A 4 版、両面、全 66 頁
- ④ 佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準
（認知症対応型共同生活介護）（案）…………… A 3 版袖折り、片面、全 5 頁
- ⑤ 佐倉市地域密着型サービス事業者整備法人公募審査基準
（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）（案）…………… A 3 版袖折り、片面、全 4 頁
- ⑥ 佐倉市地域密着型サービス事業者整備法人公募審査基準
（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）（案）
…………… A 3 版袖折り、片面、全 5 頁

令和元年度 佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募要領（創設）（案）

1. 公募の趣旨

佐倉市では、第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本公募は、その一環として、老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームの整備について、千葉県からの求めに応じて佐倉市から「意見書」を提出するための選考に当たり、公平性及び透明性の確保を図るために行うものです。

応募に当たっては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令及び関係通知並びに本要領を遵守し、関係機関等と事前相談を行ってください。

選定した法人については、佐倉市から千葉県に対し特別養護老人ホームに係る整備法人として意見書を提出します。

ただし、当該施設整備の要望が千葉県に採択されない場合もありますが、この場合、市はいかなる責任も負いませんのであらかじめご了承ください。

2. 公募施設の概要

（1）事業種別及び整備量

種別		定員	形態	募集施設数
特別養護老人ホーム （広域型）	創設	100名	従来型（多床室）及び ユニット型の併設	1

※併設するデイサービスセンター、短期入所生活介護事業所の整備については応募者の任意とします。

（2）整備年度

令和2年度から令和3年度までの2か年とします。

3. 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件のすべてを満たす必要があります。

- （1）社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で3年以上の運営実績があること。
- （2）介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- （3）介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。
- （4）所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、または過去に法人及び施設運営において重大な問題等を起こしていないこと。
- （5）佐倉市暴力団排除条例（平成23年12月26日佐倉市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- （6）応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

4. 開設の条件等

(1) 対象地域

市内全域を対象としますが、公共交通機関等交通の利便性及び災害に対する安全性が確保された立地とすること。

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条で定められた土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

※地区計画の設定又は生産緑地指定等がされている場合も含め、建設計画地での開発について、必ず佐倉市役所市街地整備課等と事前に調整のうえ、計画の実現性を確認してください。

(2) 事業用地

自己所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地とする場合は特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間（50年以上）の地上権又は賃借権を設定・登記すること。この場合賃借料は無料又は極力低額であり、法人が当該賃借料を長期間に亘って安定的に支払う能力があると認められること。

事業用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。

※事業用地は抵当権等施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、当該権利の抹消が確実なことを条件とします。

新たに事業用地を確保する場合であっても、応募時に土地を購入する必要はありません。土地の売買確約書等により状況を確認します。

(3) 地元説明について

施設整備及び運営に当たっては、周辺の環境に適合した外観とし、隣接地への日照権等にも配慮するとともに、地域住民の理解が得られるよう十分な説明を行ってください。地元及び近隣の自治会（町内会）、隣接住民及び隣接地の地権者に対しては説明会を実施し、説明経過に係る調書を作成してください。

地域住民への説明に当たっては、「今回の説明は、佐倉市に計画書を提出するための説明であり、現段階で施設整備が決定したものではない」旨を説明資料に記載する等、十分注意して行ってください。

なお、地域住民への説明は、形式的な同意書等を求めるものではありません。円滑に事業を進められるよう、住民に理解と協力を求めることが必要です。

※県との事前協議終了までに地元同意が得られない場合は、選定を取り消します。

(4) 建物・設備等の要件

建物・設備に関しては公共性を重視し、過度の投資により事業運営に支障が無いよう配慮すること。

施設基準は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号）」及び「指定介護福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第70号）」を遵守すること。

本公募への応募前に、必ず千葉県健康福祉部高齢者福祉課に整備計画の相談を実施すること。施設整備計画、開設に当たっては千葉県の指導に従うこと。

※参考 [「平成31年度～32年度における老人福祉施設建設の手引き」](#)

(5) 開設時期

令和3年度中に開設できること。

5. 資金計画

(1) 整備に必要な資金等について

特別養護老人ホームを設置しようとする場合には、建設時の資金及び開設後の運転資金等について、長期・短期の資金計画を立ててください。

(2) 施設整備に係る補助制度について

特別養護老人ホームの整備に当たっては、千葉県から補助金が交付される制度があります。詳細は千葉県のホームページで公開されている、[「老人福祉施設建設の手引き」](#)を参照し、必要に応じて千葉県健康福祉部高齢者福祉課にお問い合わせください。

(3) 融資制度について

特別養護老人ホームの整備に当たっては、独立行政法人福祉医療機構から融資を受けることができます。

また、佐倉市産業振興課の実施する[ふるさと融資](#)を受けられる可能性もあります。ふるさと融資の活用を検討される場合は、佐倉市産業振興課に相談の上、借入金償還計画書に反映させてください。

6. 選定方法

(1) 整備法人の決定方法

整備法人は、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会事業者選考検討会による審査の結果を踏まえ、市長が決定します。

(2) 審査方法

審査は、書面審査及び面接審査を行います。

面接審査は、応募者によるプレゼンテーションと審査員によるヒアリングを行います（応募者の出席は3名以内とします）。

なお、審査の結果、得点が審査基準の6割に満たなかった場合、整備法人なしとする場合があります。

(3) 審査項目

佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準に記載のとおり。

(4) 選考結果の通知及び公表

選考結果は、すべての事業者にも文書で通知します。また、選考結果を佐倉市ホームページで公表します。

7. 選考スケジュール

今後のスケジュールは次のとおりです。なお、状況によって日程等の変更を行う可能性もありますので、予めご了承ください。

応募書類受付期間	令和元年5月31日（金）～ 令和元年7月8日（月）
質問受付期間	令和元年5月31日（金）～ 令和元年6月14日（金）
質問回答	令和元年6月20日（木）
第一次審査（書類審査）	令和元年7月中旬
第二次審査（ヒアリング審査）	令和元年7月下旬～8月上旬
選定結果通知	令和元年8月下旬

8. 応募手続き

本公募への申込みを希望する法人は、次により公募申込書類を提出してください。公募申込書類を提出した法人を応募法人とします。

（1）受付期間及び提出場所

- ・ 期間 令和元年5月31日（金）～令和元年7月8日（月）
※ 電話予約の上来庁してください。
※ 受付時間は、確認の都合上午前9時から午後4時までとします。
- ・ 場所 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所福祉部高齢者福祉課 介護給付班（市役所福祉センター1階）

（2）提出書類

提出書類は、次頁の表のとおりです。作成に必要な書式等については、佐倉市ホームページからダウンロードしてください。

本申込みの受付期間終了後は、応募者都合による計画変更は一切認めません。なお、佐倉市の必要に応じ、市から書類追加及び補正等を求めることがあります。

契約者同士で原本を保管する必要がある、写しでの提出とする書類については、法人代表者名での原本証明を必ず行ってください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。 令和元年6月〇日 社会福祉法人 ○○会 代表者 ○○ ○○ 印

【提出書類一覧】

	内容	様式番号
1	全体目次（提出書類等一覧）	—
2	令和元年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募申込書	様式 1
3	定款	—
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—
5	理事長履歴書	様式 2-1
6	役員・評議員名簿一覧表	様式 2-2
7	法人概要一覧表	様式 2-3
8	直近3ヵ年の決算書	—
9	直近3ヵ年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—
10	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—
11	法人事業概要（パンフレット等）	—
12	施設等整備の動機等	様式 3
13	事業計画書	様式 4-1
14	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—
15	周辺地図（敷地周辺の写真）	—
16	土地の登記簿謄本	—
17	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—
18	土地を購入する場合＝売買確約書	—
19	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—
20	埋蔵文化財の有無	—
21	地域住民との話し合いの経過及び状況（一覧）	様式 4-2
22	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式 4-3
23	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式 4-4
24	下水道・排水関係（放流先の協議状況・同意状況）がわかるもの	—
25	事業工程表	様式 5
26	位置図（縮尺1/2500程度）	—
27	建物配置図（A3判）	—
28	平面図（A3判）	—
29	立面図（A3判）	—
30	部屋別面積表	—
31	施設開設後の収支計画書（3ヵ年分）	—
32	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式 6
33	借入金償還計画書	—
34	管理者（施設長）予定者履歴書 資格証明書等	様式 7-1
35	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式 7-2
36	質問票 ※質問がある場合	様式 8
37	応募辞退届 ※応募を辞退する場合	様式 9

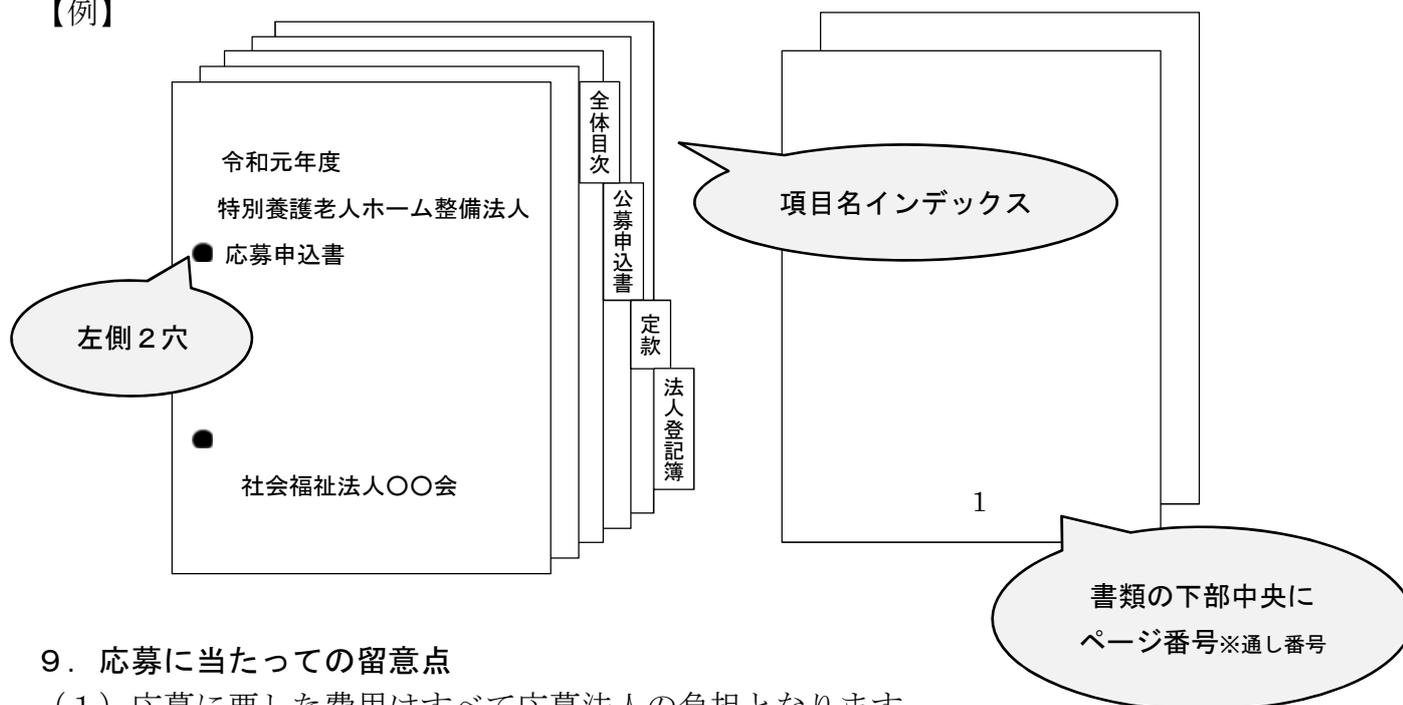
(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）とします。

(4) 作成上の注意

提出書類は、原則として日本工業規格A4版（図面はA3版）で作成し、表紙及び全体目次を付し、ページごとに右肩に項目名とページ番号を表記し、項目ごとに項目名を記したインデックスを付してください。各書類はファイル・バインダー等で左綴じにしてください。

【例】



9. 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に要した費用はすべて応募法人の負担となります。
- (2) 不備・不足等がある申請は受付できませんので、提出日には余裕を持ってください。
- (3) 応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 本応募における用地（建物）所有者（権利者）、地域住民その他の関係者との間に発生したトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、選定後であっても失格とします。
- (6) 事業者評価後の協議において以下のア～エに該当し、事業計画が成り立たないことが判明した場合や、重大な不備等があることが判明した場合には、決定を取り消す場合があります。
 - ア. 必要な許認可が取得できない場合
 - イ. 資金計画に大幅な変更が生じた場合
 - ウ. 事業計画の変更が生じた場合
(定員、計画地の変更、その他本要領の要件に適合しない変更等)
 - エ. その他事業を執行する上で支障等が発生した場合
- (7) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式9）を提出してください。

10. 質問等の受付について

(1) 受付期間

令和元年5月31日（金）から6月14日（金）午後5時まで

(2) 質問票の作成について

質問票（様式8）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに1枚作成してください。

(3) 提出方法

FAX又は電子メールにより送信のうえ、送信後は、11. の担当宛に電話による着信確認をしてください。なお、電話及び口頭での質問はご遠慮ください。

11. 担当・お問い合わせ

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市福祉部高齢者福祉課介護給付班 平岡・伊藤

電話043-484-6174

FAX 043-486-2503

E-mail koureishafukushi@city.sakura.lg.jp

全体目次（提出書類等一覧）

	内容	様式番号	必須	有無	頁	備考
1	令和元年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募申込書	様式1	◎			
2	定款	—	◎			
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—	◎			
4	理事長履歴書	様式2-1	◎			
5	役員・評議員名簿一覧表	様式2-2	◎			
6	法人概要一覧表	様式2-3	◎			
7	直近3カ年の決算書	—	◎			
8	直近3カ年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—	○			
9	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—	○			
10	法人事業概要（パンフレット等）	—	◎			
11	施設等整備の動機等	様式3	◎			
12	事業計画書	様式4-1	◎			
13	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—	◎			
14	周辺地図（敷地周辺の写真）	—	◎			
15	土地の登記簿謄本	—	◎			
16	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—	○			契約者双方の実印を用いたものの写しを提出。 印鑑証明を添付。
17	土地を購入する場合＝売買確約書	—	○			
18	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—	○			
19	埋蔵文化財の有無	—	○			市教育委員会の証明書（写）を添付
20	地域住民との話合いの経過及び状況（一覧）	様式4-2	◎			未実施の場合、予定を添付
21	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式4-3	◎			
22	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式4-4	◎			
23	下水道・排水関係（放流先の協議状況・同意状況）がわかるもの	—	◎			
24	事業工程表	様式5	◎			
25	位置図（縮尺1/2500程度）	—	◎			
26	建物配置図（A3判）	—	◎			
27	平面図（A3判）	—	◎			
28	立面図（A3判）	—	◎			
29	部屋別面積表	—	◎			
30	施設開設後の収支計画書（3カ年分）	—	◎			
31	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式6	◎			様式に記載の添付書類を確認
32	借入金償還計画書	—	◎			融資ごとに作成
33	管理者（施設長）予定者履歴書 資格証明書等	様式7-1	◎			資格証明書は写しを添付
34	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式7-2	◎			従来型、ユニット型毎に作成
35	質問票	様式8				
36	応募辞退届	様式9				

※様式の設定がないものは任意の様式とします。

※必須欄について

◎…必須 ○…該当時必須

※有無欄は、提出書類がある場合は、「○」、該当無「—」等明示してください。

※頁欄は、提出書類にしておし番号を付し、そのページを記入してください。

担当者連絡先（提出していただいた内容について問い合わせをする際の担当者名と連絡先を記入してください）					
事業者名					
担当者名					
住所					
電話	電話		FAX		(e-mail)

令和元年度 特別養護老人ホーム整備法人公募申込書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所在地
 法人名
 代表者職氏名
 電話番号

印

標記の件について、別紙関係書類を添えて応募いたします。

申請者	ふりがな			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)	都県	区市町村
		ビルの名称等		
	連絡先	電話番号		
		F A X 番号		
		E-mail ※		
法人の種別	社会福祉法人	法人所轄官庁	千葉県・佐倉市・その他 ()	
応募事業	事業予定地	(郵便番号 ー)	県	市
	特別養護老人ホーム	創設		

※ 個人ではなく、組織のメールアドレスを記入してください。

役員名簿一覧表

法人名	区分	氏名	年齢	住所	職業	親族等 の特殊 関係	役員の資格等				他の社会福祉 法人の代表者 への就任状況	令和 年 月 日現在	
							学識経験 者	地域福祉 関係者	施設長資 格の有無	担当業務			有 無
	1 理事長										有		
	2 理事										無		
	3 理事										無		
	4 理事										無		
	5 理事										無		
	6 理事										無		

区分	氏名	年齢	住所	職業	監事となるための資格等	備考
1 監事						
2 監事						

法人概要一覧表

1 法人沿革

年 月	沿革（法人設立、施設開設等）
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

2 現在運営している介護保険事業所の状況

事業所名称	サービスの種類	所在地	定員数	開設年月日

3 今後開設を予定（希望）している介護保険事業所

事業所名称	サービスの種類	予定地	定員数	開設予定（希望）年月日

4 他市の公募への申込状況（介護保険事業）

事業所名称	サービスの種類	予定地	定員数	開設予定（希望）年月日

施設等整備の動機等

1. 本件に応募された理由
2. 新施設の目指すもの（運営に対する意欲、運営上の特徴・重点策について）
3. 施設設置・運営に対する基本的事項について
(1) 施設運営にあたっての基本理念及び運営方針について 施設運営にあたり、入所者の福祉を図るための介護目標、環境（人的・物的）、運営方針等について記入してください。
(2) 利用者の心身の状況等の把握について 利用者の心身の状況等の把握について具体的に記入してください。
(3) 入所者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取組について 入所者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取組について具体的に記入してください。
(4) 虐待防止に対する取組について 虐待防止に向けた考え方と取組について具体的に記入してください。
(5) 身体拘束・事故防止に対する取組について 身体拘束・事故防止に対する取組について具体的に記入してください。

<p>(6) 相談・苦情への考え方と取組について 入所者や家族等からの相談や苦情に対する取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(7) 安全対策の考え方と取組について 施設内外での事故防止、危機管理、非常災害発生時の対応などの安全対策についての考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(8) 職員の確保、職員研修の考え方と取組について 職員の採用及び離職防止策を含めた確保方法、職員研修の考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(9) 職員配置の考え方と具体的な配置について 職員配置について具体的に記入してください。また、独自の配置基準がある場合には具体的に記入してください。</p>
<p>(10) 地域との連携の考え方と取組について 入所者が地域社会の一員として生活できるよう、地域活動への参加や協力体制、また、地域ボランティアの受入等について具体的に記入してください。</p>
<p>(11) 地域貢献に関する考えについて 社会福祉法人に求められる地域貢献についての考え、計画を記入してください。 また、応募時点で実際に取り組んでいる事項があれば記入してください。</p>
<p>(12) 消防計画及び消防訓練の取組について 消防計画及び消防訓練の取組について具体的に記入してください。</p>

<p>(13) 衛生管理の考え方と取組について 衛生管理の考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(14) 自己評価・第三者評価などの取組について 自己評価・第三者評価などの取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(15) 情報公開等に対する考え方と取組について 入所者等が介護老人福祉施設を選択する上で、情報公開は非常に重要となります。情報公開についての考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(16) 低所得者入所に関しての考え、具体的な取り組み案を記入してください。</p>

※適宜、枠調整を行い記入してください。

事業計画書

1 施設整備計画

(1) 特別養護老人ホーム (創設) 令和 年 月 日

		名称	ユニット数	1ユニット定員	ユニット以外定員	合計定員
施設等種別	特別養護老人ホーム					
	併設ショートステイ※					
敷地面積		m ²				
延床面積		m ²				
建物構造		階数			階	

※ショートステイを併設する場合記入

(2) 居住費等の設定 ※設定根拠を添付

・ 居住費 _____ 円/日 ・ 食費 _____ 円/日 ・ その他 _____ 円/日

(3) その他併設を予定する施設又は事業

施設等種別	定員	人
	定員	人

(4) 既存施設の概要 ※増築の場合記入

施設等種別	特別養護老人ホーム	定員	名	併設施設	定員	
					人	人
敷地面積		m ²				
建物面積		m ²	建ぺい率		%	
延床面積		m ²	容積率		%	
建物構造		造		階建		

2 建設予定地の確保

予定地のすべての地番を記載してください。適宜行を追加してください。

地番	地目	地積(公簿)	現在の所有者	寄付、買取賃借の別	造成工事既存構造物	その他(売買及び賃貸の場合は、その契約額を記入。賃貸の場合は月額。)
佐倉市						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
合計						(円)

3 敷地の状況

都市計画の状況	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域				
用途地域	地域	面積制限	建ぺい率	%	容積率 %
その他の区域、地域、区域等	その他 (<input type="checkbox"/> 農業振興地域 <input type="checkbox"/> 生産緑地 <input type="checkbox"/> 自然公園)				
土砂災害確認等情報	印旛土木事務所への確認状況		確認済み ・ 未確認		
	確認結果				
道 路	建築基準法 条 第 項 第 号該当			「不適合」の場合、その対応	
	幅員 m		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合		
文化財の有無	敷地内に <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (市教育委員会の証明書を添付すること。)			「有り」の場合、その対応	
電 気	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		対応：		
ガ ス	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		対応：		
上水道	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		対応：		
排水処理	放流先	<input type="checkbox"/> 有 (放流先：) <input type="checkbox"/> 無 (対応：)			
	処理方法	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽処理			
浄化槽処理の場合	処理区域	建築基準法施行令第32条に規定する区域			
		<input type="checkbox"/> 内 (令第32条第 項 第 号該当) <input type="checkbox"/> 指定無し			
	処理能力	一日当たり： m ³ 、処理対象人数： 人、放流水質：BOD ppm			
		処理方式			
	設置形態	<input type="checkbox"/> 地中埋設 <input type="checkbox"/> 地上設置 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	メーカー名				
	整備金額	円 (税込)			

4 近隣への説明状況等

近隣地主への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 地元説明経緯個別調書等 (隣接者等) を添付すること。 <input type="checkbox"/> 実施中 途中経過及び今後の予定を添付すること。 <input type="checkbox"/> 計画中 今後の予定を添付すること。
建設地の近隣自治会等への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 地元説明経緯個別調書等 (隣接者等) を添付すること。 <input type="checkbox"/> 実施中 途中経過及び今後の予定を添付すること。 <input type="checkbox"/> 計画中 今後の予定を添付すること。
下水道、排水について	<input type="checkbox"/> 公共下水道 (管理者と協議済み。) <input type="checkbox"/> 浄化槽処理 (水利権者と協議済み。) <input type="checkbox"/> 計画中 今後の予定を添付すること。

5 建設予定地までの交通条件

交通の状況	最寄駅又はバス停	線	駅
	施設からの距離	距離： km	時間：徒歩 分、自動車 分

6 協力予定医療機関等

協力（予定）医療機関	病院名	名称：	診療科目：
	所在地		
	施設からの距離	距離： km	時間：徒歩 分、バス・自動車 分
協力（予定）歯科医療機関	病院名	名称：	診療科目：
	所在地		
	施設からの距離	距離： km	時間：徒歩 分、バス・自動車 分

7 連絡先

	(ふりがな) 氏 名	住 所
法人代表者		〒
	電話番号	
	FAX番号	
事務担当者 (書類等送付及び連絡先)		〒 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
設計会社 (担当者を併記)		〒
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

地域住民との話し合いの経過及び状況

自治会の同意の経過及び状況

日	時	内 容

隣接地権者の同意の経過及び状況

日	時	内 容

※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

地元説明経緯個別調書（隣接地権者）

本調書作成者氏名・印 （法人理事長又は設立者が 作成することとする。）	
整備しようとする施設等の 種類・名称・所在地・経営 主体等	
隣接地権者（占有者）の 住所・氏名・連絡先	
説明年月日	
説明の相手方氏名及び 隣接地権者等との間柄	
説明を行った者の職・氏名 （整備をしようとする施設 等の責任者等。なお、コン サルタントや設計会社のみ で行った説明は除く。）	
説明相手方の施設等整備に 対する意見	
説明相手方の意見に対する 整備しようとする者の回答 及び対応	
その他特記事項	

※近隣者、自治会等の区別をすること。

※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）

本調書作成者氏名・印 （法人理事長又は設立者が 作成することとする。）	
整備しようとする施設等の 種類・名称・所在地・経営 主体等	
隣接地権者（占有者）の 住所・氏名・連絡先	
説明年月日	
説明の相手方氏名及び 隣接地権者等との間柄	
説明を行った者の職・氏名 （整備をしようとする施設 等の責任者等。なお、コン サルタントや設計会社のみ で行った説明は除く。）	
説明相手方の施設等整備に 対する意見	
説明相手方の意見に対する 整備しようとする者の回答 及び対応	
その他特記事項	

※近隣者、自治会等の区別をすること。
 ※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

事業工程表

年度 月	令和元(2019)年度						令和2(2020)年度						令和3(2021)年度					
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本設計																		
実施設計	実施計画作成																	
	積算																	
建築確認																		
要望書提出																		
内示																		
入札・契約																		
建築工事																		
工事出来高																		

※適宜項目名、枠調整を行い記入してください。

事業費・資金調達内訳等一覧表

施設名：

法人名

		金額（単位：円）	比率
1 事業費	用地費		
	施設整備費		
	設計監理費		
	設備（備品）費		
	運転資金（開設後3か月分）		
	法人事務費		
合 計			

2 資金調達内訳	用地費	福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	施設整備費	補助金		
		福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	設備（備品）費	補助金		
		福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	運転資金 （開設後3か月分）	自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	法人事務費	自己資金		
		その他		
	合 計			
補 助 金 計				
借入金内訳（再掲）	福祉医療機構借入金			
	市中金融機関借入金			
借 入 金 計				
自 己 資 金 計				
合 計				

(注記)

- (1) 運転資金として年間事業費の1/2分の3以上に相当する運用資金を計上すること。
(借入金自己資金として認められません。)
 - (2) 法人事務費として、開設までに必要な額(例:事務所代、入札準備代、収入印紙代、開発前人件費、登記手数料、固定資産税等)を計上すること。
 - (3) 施設整備費、設備(備品)費について可能な限り根拠となる見積書等を添付して下さい。
 - (4) 寄附金を財源として見込む場合は、項目ごとに寄付者、金額がわかる書類及び次の書類を添付してください。
- ・ 個人から寄付金を見込む場合
 - ① 贈与契約(確約)書写し(実印、印鑑証明添付)
 - ② 寄付者の資産及び負債の状況一覧表
 - ③ 預金残高証明書または預金通帳写し
 - ④ 贈与金の源泉を説明できる資料
 - ⑤ 不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付
 - ・ 法人から寄付金を見込む場合
 - ① 法人の議決機関の議事録写し
 - ② 法人登記簿謄本
 - ③ 直近3ヶ年の決算書
 - ④ 直近3ヶ年度分の法人市区町村民税納税証明書
 - ⑤ 贈与契約(確約)書写し(実印、印鑑証明添付)
 - ⑥ 贈与金の源泉を説明できる資料
 - ⑦ 不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付

管理者（施設長）予定者履歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな			生年月日	年	月	日
氏名						
本籍地						
現住所						
学歴	取得年月		資格取得等			
職歴	期間（年月）		勤務先			
その他の社会的活動履歴	期間（年月）		役職等の経歴			
資格の有無	有	無	資格内容（資格のない場合の取得計画）			

従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

(年 月 分)

【記入例】

サービス種類 (介護老人福祉施設)
事業所・施設名 ()

職種	勤務形態	年	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	備考									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28													
			*																																								
(記載例)																																											
管理者	B	佐倉次郎	⑥	休	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	休		20		兼務 (計画作成担当)		
計画作成担当者	B	佐倉次郎	⑦	休	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	休		20		兼務 (管理者)		
看護職員	A	佐倉太郎	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	②	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	160	40		看護士			
介護職員	A	佐倉花子	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	160	40				
介護職員	A	佐倉二三子	休	②	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	160	40		

- 備考
- * 欄には、当該月の曜日を記入してください。
 - 申請する事業に係る従業者全員 (管理者を含む。) について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。下表を使い、勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。(記入例参照)
 - 職種ごとに下記の勤務形態の区分 A: 常勤専従 B: 常勤で専従 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務 してください。勤務形態の区分 A~Dの「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B~Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。
 - 常勤換算が必要な職種は、A~Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出してください。
 - 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
 - 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
 - 各事業所・施設において使用している勤務割表等 (既に事業を実施しているときは直近月の実績) により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。
 - 備考欄に、兼務状況 (兼務職種名等) を記入してください。

※ 当該事業所における勤務時間区分を記入してください。(記入例)

勤務時間区分	時間数	勤務時間区分	時間数
① 6:00~15:00	8 時間	⑤ 0:00~9:00	8 時間
② 8:30~17:30	8 時間	⑥ 8:30~12:30	4 時間
③ 12:00~21:00	8 時間	⑦ 13:30~17:30	4 時間
④ 15:00~24:00	8 時間	⑧	時間

質 問 票

(宛先) 佐倉市福祉部 高齢者福祉課 平岡・伊藤 行

☎	043-484-6174	fax	043-486-2503
E-mail	koureishafukushi@city.sakura.lg.jp		

件 名		令和元年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募に関する質問
送 付 先	送信日	令和元年 月 日 ()
	法人名	
	担当者	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
質 問 事 項 ※	①	
	②	

※ 質問事項は、内容は簡潔に、一問一答となるよう、箇条書きで記入して下さい。

※ 適宜行追加して下さい。

※ 質問票の送信後は、必ず電話による着信確認を併せて実施して下さい。

応募辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所在地	
法人名	
代表者職氏名	⑩
電話番号	

年

令和 年 月 日付けで、貴市へ令和元年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募申込書を提出したところですが、下記理由により辞退することになりましたので届出いたします。

【辞退理由】

連絡担当者氏名	
電話番号	
携帯番号	
FAX番号	
メールアドレス	

佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準

法人名

一次審査				二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点	
I 配置計画及び建設用地に関する事項								
1 適正配置								
(1) 都市計画との整合		—	都市計画との整合		市街化区域である。	20		
					市街化区域内でないが市街化区域に隣接している（直線距離で100m未満）。	0		
					市街化区域内でなく市街化区域に隣接していない（直線距離で100m以上）。	-20		
(2) 交通の利便性		—	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	20		
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	0		
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	-20		
(3) 生活関連施設の整備状況		—	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	20		
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	10		
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	-10		
2 建設用地								
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適・否	土地利用			埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	10	
						上記以外。	0	
(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適・否	—	—	—	—		
(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適・否	給排水の状況	—	上水道、下水道に接続可能	20		
					上水道のみ接続可能	0		
					下水道のみ接続可能	-10		
					上水道、下水道に接続不可	-20		

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
(4) 用地の面積	建物に対して十分な用地面積が確保されていること。 敷地内に駐車場及び避難場所が確保できない場合、近隣にそれぞれ確保すること。	適・否	土地面積		外来等の駐車場及び避難場所が確保でき、緑化等ゆとりのある生活環境を整備できる面積がある（建ぺい率が50%未満）	10	
					外来等の駐車場及び避難場所が確保できる最低限の面積がある（建ぺい率が50%以上70%未満）	5	
					上記以外。	0	
(5) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、50年以上の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適・否	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	10	
					上記以外。	0	
(6) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適・否	—	—	—	—	
(7) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適・否	—	—	—	—	
(8) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適・否	—	—	—	—	

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
II 建物及び設備に関する事項							
1	基準への適合	建物・設備に関し、千葉県の確認を受けていること。	適・否	—	—	—	—
2	排水処理設備	下水道、浄化槽等適切な排水処理設備がなされていること。	適・否	—	—	—	—
III 運営に関する事項							
1 施設設立（増床等を含む）に当たっての法人の考え方							
	(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取り組み	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	10
	(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	10
	(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	10
	(4) 職員確保		—			施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	10
	(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	10
	(6) 地域との連携		—			地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	10
	(7) 地域貢献		—			社会福祉法人に求められる、地域づくりとの連携、地域への貢献に関し、考えや計画を有しているか。	10
	(8) 低所得者入所への配慮		—			社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用をはじめとする低所得者の入所について、具体的な計画や考えを有しているか。	10

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
2 人員基準	施設長予定者は必要な資格を有しているか。	適・否	—	—	—	—	
	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適・否	—	—	—	—	
3 設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	—	従来型（多床室）の定員数	従来型（多床室）の定員数	60名以上	10	
					40名以上60名未満	5	
					30名以上40名未満 《訂正済》	0	
4 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適・否	協力医療機関・協力歯科医療機関	—	協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	10	
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0	
5 地域における福祉サービスの拠点性							
(1) 地域の福祉サービス拠点としての機能		—	地域サービスの拠点性		居宅系サービスを併設するなど（近隣に設置予定又は設置済含む）、多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設である。	10	
					多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設でない。	0	
(2) 地域住民との交流	地域住民との交流が十分見込めること	適・否	地域との交流		地域に開放された専用の交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	10	
					地域に開放された専用でない交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	5	
					上記以外。	0	

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
IV 資金に関する事項							
1 自己資金							
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適・否	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	10	
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0	
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適・否	—	—	—	—	
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適・否	—	—	—	—	
2 借入れ							
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適・否	—	—	—	—	
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適・否	—	—	—	—	
V 法人の運営に関する事項							
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適・否	—	—	—	—	
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適・否	—	—	—	—	
2 法人の運営施設	既に介護保険関連施設を運営していること。	—	運営施設		介護保険制度における施設系サービスを既に運営している。	10	
					介護保険制度における施設系サービスは運営していないが、居宅系サービスを運営している。	5	
					上記以外。	0	
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。 債務超過の状況でないこと。	適・否	—	—	—	—	
合計点						250	

令和元年度 佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募要領（案）

1. 公募の趣旨

佐倉市では、第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本公募は、その一環として、地域密着型サービス事業所の整備において、より質の高いサービスの提供が可能な法人を、公平・公正に選定するために行うものです。

応募に当たっては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令及び関係通知並びに本要領を遵守し、関係機関等と事前相談を行ってください。

2. 公募の概要

（1）事業種別及び整備量

種別	定員	募集数
認知症対応型共同生活介護 （介護予防含む）	18名（2ユニット）	2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	— （一体型、連携型どちらも可）	1
小規模多機能型居宅介護	29人以下	1
看護小規模多機能型居宅介護	29人以下	1

（2）整備開始年度

令和2年度

※後述5-（2）の補助金の交付を希望しない場合は佐倉市による選定後、直ちに整備を開始することができます。

3. 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件のすべてを満たす必要があります。

- （1）応募時点で法人格を有していること。
- （2）介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- （3）介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）及び同法第115条の12第2項各号（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。
- （4）所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、又は過去に法人及び事業所

運営において重大な問題等を起こしていないこと。

(5) 佐倉市暴力団排除条例（平成23年12月26日佐倉市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(6) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

4. 開設の条件等

(1) 対象地域

市内全域を対象としますが、公共交通機関等交通の利便性及び災害に対する安全性が確保された立地とすること。

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条で定められた土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

※地区計画の設定又は生産緑地指定等がされている場合も含め、建設計画地での開発について、必ず佐倉市役所市街地整備課等と事前に調整の上、計画の実現性を確認してください。

(2) 事業用地

自己所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地とする場合は事業の継続性を確保する観点から、建物の耐用年数に相当する長期の賃貸借契約が締結されている、又は契約締結が確約されていること。

事業用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。

※事業用地は抵当権等存続の支障となり得るような権利設定がないこと、当該権利の抹消が確実なことを条件とします。

新たに事業用地を確保する場合であっても、応募時に土地を購入する必要はありません。土地の売買確約書等により状況を確認します。

(3) 地元説明について

整備及び運営に当たっては、周辺の環境に適合した外観とし、隣接地への日照権等にも配慮するとともに、地域住民の理解が得られるよう十分な説明を行ってください。地元及び近隣の自治会（町内会）、隣接住民及び隣接地の地権者に対しては説明会を実施し、説明経過に係る調書を作成してください。

地域住民への説明に当たっては、「今回の説明は、佐倉市に計画書を提出するための説明であり、現段階で整備が決定したものではない」旨を説明資料に記載する等、十分注意して行ってください。

なお、地域住民への説明は、形式的な同意書等を求めるものではありません。円滑に事業を進められるよう、住民に理解と協力を求めることが必要です。

(4) 建物・設備等の要件

建物・設備に関しては公共性を重視し、過度の投資により事業運営に支障が無いよう配慮すること。

設置基準は、「佐倉市指定地域密着型サービス基準条例（平成24年12月17日条例第40号）」及び「佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例（平成24年12月17日条例第41号）」を遵守すること。

(5) 開設時期

令和3年4月1日まで

5. 資金計画

(1) 整備に必要な資金等について

建設時の資金及び開設後の運転資金等について、長期・短期の資金計画を立ててください。

(2) 整備に係る補助制度について

地域密着型サービスの整備に当たり、希望がある法人には千葉県からの交付金を財源とする「佐倉市民間社会福祉施設整備事業補助金」の交付を予定しています。

※当該補助金の交付は、佐倉市における令和2年度予算の成立及び千葉県による佐倉市に対する交付金の内示が前提になります。

また、「佐倉市補助金等交付規則」及び「佐倉市民間社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」の規定に則り整備を進める必要があります。佐倉市が行う公共事業に準じて入札等を行うことになるため、事前に建設業者を任意に決定することはできません。

・補助金の概要

① 「千葉県介護施設等整備事業交付金」地域密着型サービス等整備事業に係る分

区分	補助基準額	対象経費
認知症対応型共同生活介護	32,000千円／ 1施設	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
小規模多機能型居宅介護	32,000千円／ 1施設	
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	5,670千円／ 1施設	
看護小規模多機能型居宅介護	32,000千円／ 1施設	

※空き家を活用した整備

認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、空き家を活用して整備する場合、補助基準額は全て8,500千円になります。

※当該補助金は、運営法人が建物を整備した場合に対象となります。土地所有者等が建物を整備し、運営法人に賃貸する場合は対象外です。

※土地の購入費用及び整地費用は対象になりません。

②「千葉県介護施設等整備事業交付金」介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る分

区分	補助基準額	対象経費
認知症対応型共同生活介護	800千円×定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
小規模多機能型居宅介護	800千円×宿泊定員数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13,300千円	
看護小規模多機能型居宅介護	800千円×宿泊定員数	

※経費算定の対象期間は、当該施設開設前の6か月間です。

(3) 融資制度について

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の整備に当たっては、独立行政法人福祉医療機構から融資を受けることができます。

詳しくは、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

6. 選定方法

(1) 整備法人の決定方法

整備法人は、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会事業者選考検討会による審査の結果を踏まえ、市長が決定します。

(2) 審査方法

審査は、書面審査及び面接審査を行います。

面接審査は、応募者によるプレゼンテーションと審査員によるヒアリングを行います（応募者の出席は3名以内とします）。なお、審査の結果、得点が審査基準の6割に満たないときには、整備法人なしとする場合があります。

(3) 審査項目

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準に記載のとおり。

(4) 選考結果の通知及び公表

選考結果は、すべての事業者にも文書で通知します。また、選考結果を佐倉市ホームページで公表します。

7. 選考スケジュール

今後のスケジュールは次のとおりです。なお、状況によって日程等の変更を行う可能性もありますので、予めご了承ください。

応募書類受付期間	令和元年5月31日(金)～令和元年7月16日(火)
質問受付期間	令和元年5月31日(金)～令和元年6月14日(金)
質問回答	令和元年6月20日(木)
第一次審査(書類審査)	令和元年7月中旬
第二次審査(ヒアリング)	令和元年7月下旬～8月上旬
選定結果通知	令和元年8月下旬

8. 応募手続き

本公募への申込みを希望する法人は、次により公募申込書類を提出してください。公募申込書類を提出した法人を応募法人とします。

(1) 受付期間及び提出場所

- ・期間 令和元年5月31日(金)～令和元年7月16日(火)
※ 電話予約の上来庁してください。
※ 受付時間は、確認の都合上午前9時から午後4時までとします。
- ・場所 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所福祉部高齢者福祉課 介護給付班(市役所福祉センター1階)

(2) 提出書類

提出書類は、次頁の表のとおりです。作成に必要な書式等については、佐倉市ホームページからダウンロードしてください。

本申込みの受付期間終了後は、応募者都合による計画変更は一切認めません。なお、佐倉市の必要に応じ、市から書類追加及び補正等を求めることがあります。

契約者同士で原本を保管する必要があり、写しでの提出とする書類については、法人代表者名での原本証明を必ず行ってください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。 令和元年 月 日 株式会社 ○○ 代表取締役 ○○ ○○ 代表者印

【提出書類一覧】

- ・ 認知症対応型共同生活介護
- ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

	内容	様式番号
1	全体目次（提出書類等一覧）	—
2	令和元年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募申込書	様式 1
3	定款	—
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—
5	代表者経歴書	様式 2 - 1
6	役員・評議員名簿一覧表、役員名簿	様式 2 - 2
7	法人概要一覧表	様式 2 - 3
8	直近 3 ヶ年の決算書	—
9	直近 3 ヶ年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—
10	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—
11	法人事業概要（パンフレット等）	—
12	施設等整備の動機等	様式 3
13	事業計画書	様式 4 - 1
14	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—
15	周辺地図（敷地周辺の写真）	—
16	土地の登記簿謄本	—
17	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—
18	土地を購入する場合＝売買確約書	—
19	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—
20	埋蔵文化財の有無	—
21	地域住民との話し合いの経過及び状況（一覧）	様式 4 - 2
22	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式 4 - 3
23	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式 4 - 4
24	都市計画に整合していること（協議状況）がわかるもの	—
25	下水道・排水関係（放流先の協議状況・同意状況）がわかるもの	—
26	事業工程表	様式 5
27	位置図（縮尺 1 / 2 5 0 0 程度）	—
28	建物配置図（A 3 判）	—
29	平面図（A 3 判）	—
30	立面図（A 3 判）	—
31	部屋別面積表	—
32	建物を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—
33	施設開設後の収支計画書（3 ヶ年分）	—
34	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式 6
35	借入金償還計画書	—

36	管理者予定者経歴書 資格証明書等	様式7-1
37	計画作成担当者予定者経歴書 資格証明書等（認知症対応型共同生活介護）	様式7-2
38	介護支援専門員予定者経歴書 資格証明書（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）	様式7-3
39	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式7-4
40	質問票 ※質問がある場合	様式8
41	応募辞退届 ※応募を辞退する場合	様式9

【提出書類一覧】

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護

	内容	様式番号
1	全体目次（提出書類等一覧）	—
2	令和元年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募申込書	様式1
3	定款	—
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—
5	代表者経歴書	様式2-1
6	役員・評議員名簿一覧表	様式2-2
7	法人概要一覧表	様式2-3
8	直近3ヵ年の決算書	—
9	直近3ヵ年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—
10	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—
11	法人事業概要（パンフレット等）	—
12	施設等整備の動機等	様式3
13	事業計画書	様式4-1
14	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—
15	周辺地図（敷地周辺の写真）	—
16	土地の登記簿謄本	—
17	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—
18	土地を購入する場合＝売買確約書	—
19	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—
20	埋蔵文化財の有無	—
21	地域住民との話し合いの経過及び状況（一覧）	様式4-2
22	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式4-3
23	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式4-4
24	都市計画に整合していること（協議状況）がわかるもの	—
25	事業工程表	様式5
26	位置図（縮尺1/2500程度）	—
27	建物配置図（A3判）	—
28	平面図（A3判）	—

29	立面図 (A3判)	—
30	建物を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	
31	施設開設後の収支計画書 (3カ年分)	—
32	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式6
33	借入金償還計画書	—
34	管理者予定者経歴書 資格証明書等	様式7-1
35	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式7-4
36	質問票 ※質問がある場合	様式8
37	応募辞退届 ※応募を辞退する場合	様式9

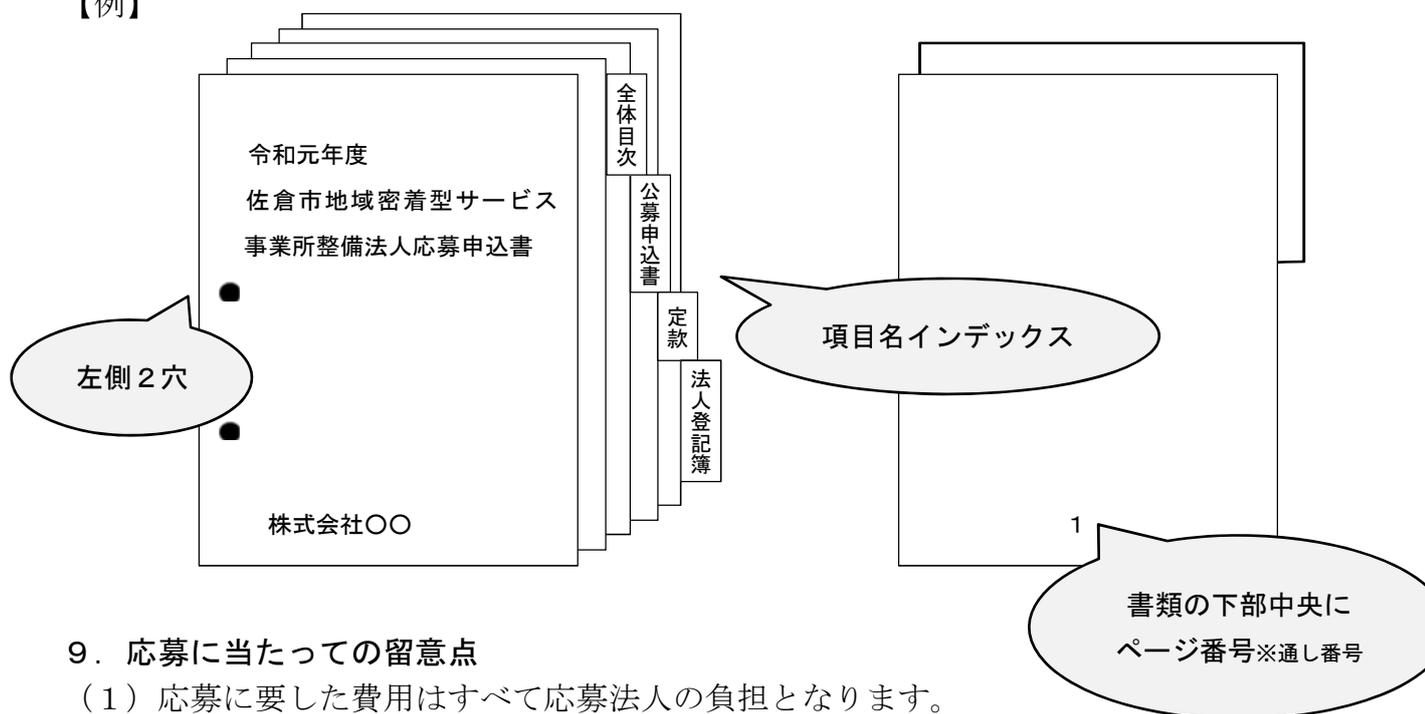
(3) 提出部数

10部 (正本1部、副本9部) とします。

(4) 作成上の注意

提出書類は、原則として日本工業規格A4版 (図面はA3版) で作成し、表紙及び全体目次を付し、下部中央にページ番号を表記し、項目ごとに項目名を記したインデックスを付してください。各書類はファイル・バインダー等で左綴じにしてください。

【例】



9. 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に要した費用はすべて応募法人の負担となります。
- (2) 不備・不足等がある申請は受付できませんので、提出日には余裕を持ってください。
- (3) 応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 本応募における用地 (建物) 所有者 (権利者)、地域住民その他の関係者との間に発生したトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、選定後であっても失格とします。

(6) 事業者評価後の協議において以下のア～エに該当し、事業計画が成り立たないことが判明した場合や、重大な不備等があることが判明した場合には、決定を取り消す場合があります。

ア. 必要な許認可が取得できない場合

イ. 資金計画に大幅な変更が生じた場合

ウ. 事業計画の変更が生じた場合

(定員、計画地の変更、その他本要領の要件に適合しない変更等)

エ. その他事業を執行する上で支障等が発生した場合

(7) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届(様式9)を提出してください。

10. 質問等の受付について

(1) 受付期間

令和元年5月31日(金)から 6月14日(金)午後5時まで

(2) 質問票の作成について

質問票(様式8)に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに1枚作成してください。

(3) 提出方法

ファクス又は電子メールにより送信の上、送信後は、11.の担当宛に電話による着信確認をしてください。なお、電話及び口頭での質問はご遠慮ください。

11. 担当・お問い合わせ

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市福祉部高齢者福祉課介護給付班 平岡・伊藤

電話043-484-6174

FAX 043-486-2503

E-mail koureishafukushi@city.sakura.lg.jp

全体目次（提出書類等一覧）

	内容	様式番号	必須	有無	頁	備考
1	全体目次（提出書類等一覧）	—	◎			
2	令和元年度 地域密着型サービス事業者整備法人公募申込書	様式1	◎			
3	定款	—	◎			
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—	◎			
5	代表者経歴書	様式2-1	◎			
6	役員・評議員名簿一覧表、役員名簿	様式2-2	◎			
7	法人概要一覧表	様式2-3	◎			
8	直近3カ年の決算書	—	◎			
9	直近3カ年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—	○			
10	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—	○			
11	法人事業概要（パンフレット等）	—	◎			
12	施設等整備の動機等	様式3	◎			
13	事業計画書	様式4-1	◎			
14	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—	◎			
15	周辺地図（敷地周辺の写真）	—	◎			
16	土地の登記簿謄本	—	◎			
17	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—	○			
18	土地を購入する場合＝売買確約書	—	○			実印を用いたものの写しを提出 印鑑証明を添付
19	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—	○			
20	埋蔵文化財の有無	—	○			市教育委員会の証明書（写）を添付
21	地域住民との話合いの経過及び状況（一覧）	様式4-2	◎			
22	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式4-3	◎			未実施の場合、予定を添付
23	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式4-4	◎			
24	都市計画に整合していること（協議状況）がわかるもの	—	◎			任意の様式で市担当課との協議記録 （日時、場所、出席者、内容を記載） を添付
25	下水道・排水関係（放流先の協議状況・同意状況）がわかるもの	—	◎			
26	事業工程表	様式5	◎			
27	位置図（縮尺1/2500程度）	—	◎			
28	建物配置図（A3判）	—	◎			
29	平面図（A3判）	—	◎			
30	立面図（A3判）	—	◎			
31	部屋別面積表	—	◎			
32	建物を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—	○			実印を用いたものの写しを提出 印鑑証明を添付
33	施設開設後の収支計画書（3カ年分）	—	◎			計算書の根拠も添付
34	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式6	◎			様式に記載の添付書類を確認
35	借入金償還計画書	—	◎			融資ごとに作成
36	管理者予定者経歴書 資格証明書等	様式7-1	○			
37	計画作成担当者予定者経歴書 資格証明書等（認知症対応型共同生活介護）	様式7-2	○			予定者が決まっている場合に提出。資格証明書及び研修修了証は写しを添付。
38	介護支援専門員予定者経歴書 資格証明書等（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）	様式7-3	○			
39	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式7-4	◎			
40	質問票	様式8	○			
41	応募辞退届	様式9	○			

※様式の設定がないものは任意の様式とします。

※必須欄について

◎…必須 ○…該当必須

※有無欄は、提出書類がある場合は、「○」、該当無「—」等明示してください。

※頁欄は、提出書類に通し番号を付し、そのページを記入してください。

担当者連絡先（提出していただいた内容について問い合わせをする際の担当者名と連絡先を記入してください）					
事業者名					
担当者名					
住所					
電話	電話		FAX		(e-mail)

令和元年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募申込書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所在地
 法人名
 代表者職氏名
 電話番号

㊟

標記の件について、別紙関係書類を添えて応募します。

申請者	ふりがな			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 都県 区市町村		
		ビルの名称等		
	連絡先	電話番号		
		FAX番号		
E-mail ※				
法人の種別		法人所轄官庁	千葉県・佐倉市・その他 ()	
応募事業	事業予定地	(郵便番号 ー) 佐倉市		
	種別	1 認知症対応型共同生活介護 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 小規模多機能型居宅介護 4 看護小規模多機能型居宅介護 ※整備を希望する種別に○を記入してください。		
	同時に応募する場合、その種別	1 認知症対応型共同生活介護 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 小規模多機能型居宅介護 4 看護小規模多機能型居宅介護 ※同時に整備を希望する種別に○を付してください。 <input type="checkbox"/> 同時に応募するサービスが選定されなかった場合、応募辞退する。 ※該当する場合、□にチェックを入れてください。		
補助金	整備に係る佐倉市からの補助金受領の希望	1 希望する 2 希望しない		

※ 個人ではなく、組織のメールアドレスを記入してください。

役員名簿一覧表

法人名	区分	氏名	年齢	住所	職業	親族等 の特殊 関係	役員の資格等				他の社会福祉法 人の代表者への 就任状況		令和 年 月 日現在 備考（役員 の資格に関 する具体的 記述等）	
							学識経験 者	地域福祉 関係者	施設長資 格の有無	担当業務	有 無	法人の 名称		
	1 理事長											有		
	2 理事											無		
	3 理事											無		
	4 理事											無		
	5 理事											無		
	6 理事											無		

区分	氏名	年齢	住所	職業	監事となるための資格等	備考
1 監事						
2 監事						

役員名簿

法人名			
役職	氏名	年齢	現在の職業 (勤務先)

※欄が不足する場合は適宜追加してください。

法人概要一覧表

1 法人沿革

年 月	沿革（法人設立、施設開設等）
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

2 現在運営している介護保険事業所の状況

事業所名称	サービスの種類	所在地	定員数	開設年月日

3 他市の公募への申込状況（介護保険事業）

事業所名称	サービスの種類	予定地	定員数	開設予定年月日※選定されている場合

施設等整備の動機等（認知症対応型共同生活介護）

1. 本件に応募された理由
2. 新事業所の目指すもの（運営に対する意欲、運営上の特徴・重点策について）
3. 設置・運営に対する基本的事項について
<p>(1) 運営にあたっての基本理念及び運営方針について 運営にあたり、利用者の福祉を図るための介護目標、環境（人的・物的）、運営方針等について記入してください。</p>
<p>(2) 利用者の心身の状況等の把握について 利用者の心身の状況等の把握について具体的に記入してください。</p>
<p>(3) 利用者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取組について 利用者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(4) 虐待防止に対する取組について 虐待防止に向けた考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(5) 身体拘束・事故防止に対する取組について 身体拘束・事故防止に対する取組について具体的に記入してください。</p>

<p>(6) 相談・苦情への考え方と取組について 利用者や家族等からの相談や苦情に対する取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(7) 安全対策の考え方と取組について 施設内外での事故防止、危機管理、非常災害発生時の対応などの安全対策についての考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(8) 職員の確保、職員研修の考え方と取組について 職員の採用及び離職防止策を含めた確保方法、職員研修の考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(9) 職員配置の考え方と具体的な配置について 職員配置について具体的に記入してください。また、独自の配置基準がある場合には具体的に記入してください。</p>
<p>(10) 地域との連携の考え方と取組について 運営推進会議の位置づけや地域交流に対する考え、地域ボランティアの受入れなど、地域との連携について具体的に記入してください。</p>
<p>(11) 認知症ケア及び医療ニーズ等への対応について 認知症対応型共同生活介護に求められる認知症ケア、医療ニーズ及びターミナルケアについて、具体的な対応策がある場合は記入してください。</p>
<p>(12) 消防計画及び消防訓練の取組について 消防計画及び消防訓練の取組について具体的に記入してください。</p>

<p>(13) 衛生管理の考え方と取組について 衛生管理の考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(14) 自己評価・第三者評価などの取組について 自己評価・第三者評価などの取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(15) 情報公開等に対する考え方と取組について 情報公開についての考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(16) 多様化する介護サービス需要への対応について 多様化する介護サービス需要への対応について具体的に記入してください。</p>
<p>①生活支援（給付費対象サービス）【相談・援助、訓練、介護、事業所外支援、健康管理、創作活動、生産活動】</p> <p>②上記生活支援サービス等（介護給付費対象外サービス）【食事＝サービスの内容、金額等・・・・・・・・】</p>

※適宜、枠調整を行い記入してください。

※その他、参考となる資料等があれば添付してください。（例：災害対応マニュアル、運営規定等）

施設等整備の動機等（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）

1. 本件に応募された理由
2. 新施設の目指すもの（運営に対する意欲、運営上の特徴・重点策について）
3. 施設設置・運営に対する基本的事項について
(1) 施設運営にあたっての基本理念及び運営方針について 施設運営にあたり、利用者の福祉を図るための介護目標、環境（人的・物的）、運営方針等について記入してください。
(2) 利用者の心身の状況等の把握について 利用者の心身の状況等の把握について具体的に記入してください。
(3) 利用者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取組について 利用者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取組について具体的に記入してください。
(4) 虐待防止に対する取組について 虐待防止に向けた考え方と取組について具体的に記入してください。
(5) 身体拘束・事故防止に対する取組について 身体拘束・事故防止に対する取組について具体的に記入してください。

<p>(6) 相談・苦情への考え方と取組について 利用者や家族等からの相談や苦情に対する取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(7) 安全対策の考え方と取組について 施設内外での事故防止、危機管理、非常災害発生時の対応などの安全対策についての考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(8) 職員の確保、職員研修の考え方と取組について 職員の採用及び離職防止策を含めた確保方法、職員研修の考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(9) 職員配置の考え方と具体的な配置について 職員配置について具体的に記入してください。また、独自の配置基準がある場合には具体的に記入してください。</p>
<p>(10) 地域との連携の考え方と取組について 運営推進会議の位置づけや地域交流に対する考え、地域ボランティアの受入れなど、地域との連携について具体的に記入してください。</p>
<p>(11) 利用者の確保及び事業の安定運営について 利用者の確保及び事業の安定運営について、具体的な考えや計画等があれば記入してください。</p>
<p>(12) 消防計画及び消防訓練の取組について 消防計画及び消防訓練の取組について具体的に記入してください。</p>

<p>(13) 衛生管理の考え方と取組について 衛生管理の考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(14) 自己評価・第三者評価などの取組について 自己評価・第三者評価などの取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(15) 情報公開等に対する考え方と取組について 情報公開についての考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(16) 多様化する介護サービス需要への対応について 多様化する介護サービス需要への対応について具体的に記入してください。</p>
<p>①生活支援（給付費対象サービス）【相談・援助、訓練、介護、事業所外支援、健康管理、創作活動、生産活動】</p> <p>②上記生活支援サービス等（介護給付費対象外サービス）【食事＝サービスの内容、金額等・・・・・・・・】</p>

※適宜、枠調整を行い記入してください。

※その他、参考となる資料等があれば添付してください。（例：災害対応マニュアル、運営規定等）

事業計画書（認知症対応型共同生活介護）

1 施設整備計画

(1) 名称及び定員

名称（仮称）	ユニット数	1ユニット定員	合計定員

(2) 家賃等の設定 ※設定根拠を添付。実費を徴収する場合はそれが分かるように記載してください。

・家賃	円／月	・食材料費	円／（月・日）	・理美容代	円／回
・おむつ代	円／	・水道光熱費	円／月	・その他（ ）	円／

(3) その他併設を予定する施設又は事業

施設等種別	定員	人
	定員	人

2 建設予定地

予定地のすべての地番を記載してください。適宜行を追加してください。

地番	地目	地積（公簿）	現在の所有者	寄付、買収賃借の別	造成工事既存構造物	その他（売買及び賃貸の場合は、その契約額を記入。賃貸の場合は月額。）
佐倉市						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
合 計						(円)

3 敷地の状況

都市計画の状況	□市街化区域 □市街化調整区域				
用途地域	地域	面積制限	建ぺい率	%	容積率 %
その他の区域、地域、区域等	その他 (□農業振興地域 □生産緑地 □自然公園)				
土砂災害確認等情報	印旛土木事務所への確認状況		確認済み ・ 未確認		
	確認結果				
道 路	建築基準法 条 第 項 第 号該当			「不適合」の場合、その対応	
	幅員 m		□適合 □不適合		
文化財の有無	敷地内に □有り □無し (市教育委員会の証明書を添付すること。)			「有り」の場合、その対応	
電 気	敷地内に □有 □無		対応：		
ガ ス	敷地内に □有 □無		対応：		
上水道	敷地内に □有 □無		対応：		
排水処理	放流先	□有 (放流先：) □無 (対応：)			
	処理方法	□公共下水道 □浄化槽処理			
浄化槽処理の場合	処理区域	建築基準法施行令第32条に規定する区域 □内 (令第32条第 項 第 号該当) □指定無し			
		その他市の行政指導の有無 □有り (内容：) □無し			
	処理能力	一日当たり： m ³ 、処理対象人数： 人、放流水質：BOD ppm			
	処理方式				
	設置形態	□地中埋設 □地上設置 □その他 ()			
	メーカー名				
	整備金額	円 (税込)			
賃借の場合	賃借料	円 (年・月)			
	賃貸借契約期間	～			

4 建物の状況

建物所有	1 自己所有 (予定含む)		2 賃借 (予定含む)		
新築・改修	1 新築		2 改修		
敷地面積		m ²			
建築面積		m ²	建蔽率		%
延床面積		m ²	容積率		%
建物構造			階数		階
賃借の場合	賃借料	円/年・月	賃貸借契約期間	～	

5 近隣への説明状況等

近隣地権者への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	地元説明経緯個別調書等（隣接者等）を添付すること。 途中経過及び今後の予定を添付すること。 今後の予定を添付すること。
建設地の近隣自治会等への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	地元説明経緯個別調書等（隣接者等）を添付すること。 途中経過及び今後の予定を添付すること。 今後の予定を添付すること。
下水道、排水について	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽処理 <input type="checkbox"/> 計画中	（管理者と協議済み。）※協議状況がわかる資料を添付してください。 （水利権者と協議済み。）※協議状況がわかる資料を添付してください。 今後の予定を添付すること。

6 建設予定地までの交通条件

交通の状況	最寄駅又はバス停	線 駅			
	施設からの距離	直線距離：	km	時間：徒歩	分、自動車

7 協力予定医療機関等

協力（予定）医療機関	病院名	名称：	診療科目：		
	所在地				
	施設からの距離	直線距離：	km	時間：徒歩	分、バス・自動車
協力（予定）歯科医療機関	病院名	名称：	診療科目：		
	所在地				
	施設からの距離	直線距離：	km	時間：徒歩	分、バス・自動車

8 連絡先

	(ふりがな) 氏名	住所
法人代表者		〒
	電話番号	
	FAX番号	
事務担当者 (書類等送付及び連絡先)		〒 □自宅 □その他 ()
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
設計会社 (担当者を併記)		〒
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

事業計画書（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）

1 施設整備計画

(1) 名称及び定員

名称（仮称）	登録定員	通いサービスの利用定員	宿泊サービスの利用定員

(2) 食事の提供等の費用設定 ※設定根拠を添付。実費を徴収する場合はそれが分かるように記載してください。

・食事の提供	円／	・宿泊費	円／	・おむつ代	円／
・その他（ ）	円／				

(3) その他併設を予定する施設又は事業

施設等種別	定員	人

2 建設予定地

予定地のすべての地番を記載してください。適宜行を追加してください。

地番	地目	地積（公簿）	現在の所有者	寄付、買収賃借の別	造成工事既存構造物	その他（売買及び賃貸の場合は、その契約額を記入。賃貸の場合は月額。）
佐倉市						（ 円）
						（ 円）
						（ 円）
						（ 円）
						（ 円）
						（ 円）
合 計						（ 円）

3 敷地の状況

都市計画の状況	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
用途地域	地域	面積制限	建ぺい率	%	容積率	%
その他の区域、地域、区域等	その他 (<input type="checkbox"/> 農業振興地域 <input type="checkbox"/> 生産緑地 <input type="checkbox"/> 自然公園)					
土砂災害確認等情報	市治水課への確認状況			確認済み ・ 未確認		
	確認結果					
道 路	建築基準法 条 第 項 第 号該当			「不適合」の場合、その対応		
	幅員 m			<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合		
文化財の有無	敷地内に <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (市教育委員会の証明書を添付すること。)			「有り」の場合、その対応		
電 気	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			対応：		
ガ ス	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			対応：		
上水道	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			対応：		
排水処理	放流先	<input type="checkbox"/> 有 (放流先：) <input type="checkbox"/> 無 (対応：)				
	処理方法	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽処理				
浄化槽処理の場合	処理区域	建築基準法施行令第32条に規定する区域 <input type="checkbox"/> 内 (令第32条第 項 第 号該当) <input type="checkbox"/> 指定無し				
		その他市の行政指導の有無 <input type="checkbox"/> 有り (内容：) <input type="checkbox"/> 無し				
	処理能力	一日当たり： m ³ 、処理対象人数： 人、放流水質：BOD ppm				
	処理方式					
	設置形態	<input type="checkbox"/> 地中埋設 <input type="checkbox"/> 地上設置 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	メーカー名					
整備金額	円 (税込)					
賃借の場合	賃借料	円 (年・月)				
	賃貸借契約期間	～				

4 建物の状況

建物所有	1 自己所有 (予定含む)		2 賃借 (予定含む)		
新築・改修	1 新築		2 改修		
敷地面積		m ²			
建築面積		m ²	建ぺい率		%
延床面積		m ²	容積率		%
建物構造			階数		階
賃借の場合	賃借料	円/年・月	賃貸借契約期間	～	

5 近隣への説明状況等

近隣地権者への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	地元説明経緯個別調書等（隣接者等）を添付すること。 途中経過及び今後の予定を添付すること。 今後の予定を添付すること。
建設地の近隣自治会等への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	地元説明経緯個別調書等（隣接者等）を添付すること。 途中経過及び今後の予定を添付すること。 今後の予定を添付すること。
下水道、排水について	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽処理 <input type="checkbox"/> 計画中	（管理者と協議済み。）※協議状況がわかる資料を添付してください。 （水利権者と協議済み。）※協議状況がわかる資料を添付してください。 今後の予定を添付すること。

6 建設予定地までの交通条件

交通の状況	最寄駅又はバス停	線			駅
	施設からの距離	直線距離：	km	時間：徒歩	分、自動車 分

7 協力予定医療機関等

協力（予定）医療機関	病院名	名称：	診療科目：		
	所在地				
	施設からの距離	直線距離：	km	時間：徒歩	分、バス・自動車 分
協力（予定）歯科医療機関	病院名	名称：	診療科目：		
	所在地				
	施設からの距離	直線距離：	km	時間：徒歩	分、バス・自動車 分

8 連絡先

	(ふりがな) 氏名	住所
法人代表者		〒
	電話番号	
	FAX番号	
事務担当者 (書類等送付及び連絡先)		〒 □自宅 □その他 ()
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
設計会社		〒
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

地域住民との話合いの経過及び状況

自治会の同意の経過及び状況

日	時	内 容

隣接地権者の同意の経過及び状況

日	時	内 容

※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

地元説明経緯個別調書（隣接地権者）

本調書作成者氏名・印 （法人理事長又は設立者が 作成することとする。）	
整備しようとする施設等の 種類・名称・所在地・経営 主体等	
隣接地権者（占有者）の 住所・氏名・連絡先	
説明年月日	
説明の相手方氏名及び 隣接地権者等との間柄	
説明を行った者の職・氏名 （整備をしようとする施設 等の責任者等。なお、コン サルタントや設計会社のみ で行った説明は除く。）	
説明相手方の施設等整備に 対する意見	
説明相手方の意見に対する 整備しようとする者の回答 及び対応	
その他特記事項	

※近隣者、自治会等の区別をすること。
 ※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）

本調書作成者氏名・印 （法人理事長又は設立者が 作成することとする。）	
整備しようとする施設等の 種類・名称・所在地・経営 主体等	
隣接地権者（占有者）の 住所・氏名・連絡先	
説明年月日	
説明の相手方氏名及び 隣接地権者等との間柄	
説明を行った者の職・氏名 （整備しようとする施設 等の責任者等。なお、コン サルタントや設計会社のみ で行った説明は除く。）	
説明相手方の施設等整備に 対する意見	
説明相手方の意見に対する 整備しようとする者の回答 及び対応	
その他特記事項	

※近隣者、自治会等の区別をすること。
 ※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

事業工程表

年度 月	令和元（2019）年度												令和2（2020）年度												令和3（2021）年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
基本設計																																				
実施設計	実施計画作成																																			
	積算																																			
建築確認																																				
内示																																				
入札・契約																																				
建築工事																																				
指定申請																																				
事業開始																																				
工事出来高																																				

※適宜項目名、枠調整を行い記入してください。

法人名	
-----	--

(単位：㎡)

部門	室名	階		階		階		計	
		室	面積	室	面積	室	面積	室	面積
居室	個室		()		()		()		()
	(小計1)		()		()		()		()
利用者共用	居間								
	食堂								
	台所								
	浴室								
	脱衣室								
	洗濯室								
	便所								
	(小計2)								
管理	事務室								
	相談室								
	会議室								
	介護職員室								
	物品倉庫								
	職員便所								
	(小計3)								
その他	階段・エレベーター								
	廊下・ホール								
	(小計4)								
合計									
(再掲) 専用面積計									
(再掲) 共用面積計									

※ () 内は内法

- 注1 平面図に記載のある全ての区画について記載してください。
行が足りない場合は追加してください。
- 注2 居室面積は芯々で求め内法寸法を () 内に二段書きしてください。
- 注3 専用面積計と共用面積計の計が合計欄と一致するようにしてください。
- 注4 面積は小数点第2位まで記入してください。

事業費・資金調達内訳等一覧表

施設名： _____

法人名： _____

		金額（単位：円）	比 率
1 事業費	用 地 費		
	施設整備費		
	設計監理費		
	設備（備品）費		
	運転資金（開設後3か月分）		
	法人事務費		
	合 計		

2 資金調達内訳	用地費	福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	施設整備費	補助金		
		福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	設備（備品）費	補助金		
		福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	運転資金 (開設後3か月分)	自己資金		
		寄附金		
		その他		
		小 計		
	法人事務費	自己資金		
		その他		
	合 計			
	補 助 金 計			
	借入金内訳（再掲）	福祉医療機構借入金		
市中金融機関借入金				
借 入 金 計				
自 己 資 金 計				
合 計				

(注記)

- (1) 運転資金として年間事業費の1/2分の2以上に相当する運用資金を計上すること。
- (2) 法人事務費として、開設までに必要な額(例:事務所代、入札準備代、収入印紙代、開発前人件費、登記手数料、固定資産税等)を計上すること。
- (3) 施設整備費、設備(備品)費について可能な限り根拠となる見積書等を添付して下さい。
- (4) 寄附金を財源として見込む場合は、項目ごとに寄付者、金額がわかる書類及び次の書類を添付して下さい。
 - ・ 個人から寄付金を見込む場合
 - ① 贈与契約(確約)書写し(実印、印鑑証明添付)
 - ② 寄付者の資産及び負債の状況一覧表
 - ③ 預金残高証明書または預金通帳写し
 - ④ 贈与金の源泉を説明できる資料
 - ⑤ 不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付
 - ・ 法人から寄付金を見込む場合
 - ① 法人の議決機関の議事録写し
 - ② 法人登記簿謄本
 - ③ 直近3ヶ年の決算書
 - ④ 直近3ヶ年度分の法人市区町村民税納税証明書
 - ⑤ 贈与契約(確約)書写し(実印、印鑑証明添付)
 - ⑥ 贈与金の源泉を説明できる資料
 - ⑦ 不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付

管理者予定者経歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな			生年月日	
氏名				
現住所				
職歴	期 間 (年月)	勤 務 先		
その他の 社会的活 動履歴	期 間 (年月)	役職等の経歴		
資格・ 関係研修 受講歴	取得・受講 (年月)	資格・関係研修		
資格の 有無	有	無	資格内容 (資格のない場合の取得計画)	

従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表

【記入例】

(年 月 分) サービス種類 (介護老人福祉施設)
事業所・施設名 ()

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			*																															
(記載例)																																		
管理者	B	佐倉次郎	⑥	休	⑥	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	休	80				
計画作成担当者	B	佐倉次郎	⑦	休	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	休	80					
看護職員	A	佐倉太郎	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	②	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	②	①	③	160				
介護職員	A	佐倉花子	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	160				
介護職員	A	佐倉三三子	休	②	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	①	③	④	⑤	休	160				

- 備考
- * 欄には、当該月の曜日を記入してください。
 - 申請する事業に係る従業員全員（管理者を含む。）について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。下表を使い、勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。（記入例参照）
 - 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務
 - 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業員が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出し算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
 - 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
 - 各事業所・施設において使用している勤務割表等（既に事業を実施しているときは直近月の実績）により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。
 - 備考欄に、兼務状況（兼務職種名等）を記入してください。

※ 当該事業所における勤務時間区分を記入してください。（記入例）

勤務時間区分	時間数	勤務時間区分	時間数
① 6：00～15：00	8時間	⑤ 0：00～9：00	8時間
② 8：30～17：30	8時間	⑥ 8：30～12：30	4時間
③ 12：00～21：00	8時間	⑦ 13：30～17：30	4時間
④ 15：00～24：00	8時間	⑧	時間

質 問 票

(宛先) 佐倉市福祉部 高齢者福祉課 平岡・伊藤 行

☎	043-484-6174	fax	043-486-2503
E-mail	koureishafukushi@city.sakura.lg.jp		

件 名		令和元年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募に関する質問
送 付 先	送信日	令和元年 月 日 ()
	法人名	
	担当者	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
質 問 事 項 ※	①	
	②	

※ 質問事項は、内容は簡潔に、一問一答となるよう、箇条書きで記入して下さい。

※ 適宜行追加して下さい。

※ 質問票の送信後は、必ず電話による着信確認を併せて実施して下さい。

応募辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所在地	
法人名	
代表者職氏名	⑩
電話番号	

令和 年 月 日付で、貴市へ令和元年度地域密着型サービス事業所整備法人公募申込書を提出したところですが、下記理由により辞退することになりましたので届出いたします。

【辞退理由】

連絡担当者氏名	
電話番号	
携帯番号	
FAX番号	
メールアドレス	

全体目次（提出書類等一覧）

	内容	様式番号	必須	有無	頁	備考
1	全体目次（提出書類等一覧）	—	◎			
2	令和元年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募申込書	様式 1	◎			
3	定款	—	◎			
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—	◎			
5	代表者経歴書	様式 2-1	◎			
6	役員・評議員名簿一覧表、役員名簿	様式 2-2	◎			
7	法人概要一覧表	様式 2-3	◎			
8	直近3ヵ年の決算書	—	◎			
9	直近3ヵ年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—	○			
10	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—	○			
11	法人事業概要（パンフレット等）	—	◎			
12	施設等整備の動機等	様式 3	◎			
13	事業計画書	様式 4-1	◎			
14	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—	◎			
15	周辺地図（敷地周辺の写真）	—	◎			
16	土地の登記簿謄本	—	◎			
17	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—	○			
18	土地を購入する場合＝売買確約書	—	○			実印を用いたものの写しを提出 印鑑証明を添付
19	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—	○			
20	埋蔵文化財の有無	—	○			市教育委員会の証明書（写）を添付
21	地域住民との話し合いの経過及び状況（一覧）	様式 4-2	◎			
22	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式 4-3	◎			未実施の場合、予定を添付
23	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式 4-4	◎			
24	都市計画に整合していること（協議状況）がわかるもの	—	○			任意の様式で市担当課との協議記録 （日時、場所、出席者、内容を記載）を添付
25	事業工程表	様式 5	◎			
26	位置図（縮尺 1/2500 程度）	—	◎			
27	建物配置図（A3判）	—	◎			
28	平面図（A3判）	—	◎			
29	立面図（A3判）	—	◎			新築の場合添付
30	建物を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—	○			実印を用いたものの写しを提出 印鑑証明を添付
31	施設開設後の収支計画書（3ヵ年分）	—	◎			計算書の根拠も添付
32	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式 6	◎			様式に記載の添付書類を確認
33	借入金償還計画書	—	◎			融資ごとに作成
34	管理者予定者経歴書 資格証明書等	様式 7-1	○			予定者が決まっている場合に提出。 資格証明書及び研修修了証は写しを添付。
35	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式 7-4	◎			
36	質問票	様式 8	○			
37	応募辞退届	様式 9	○			

※様式の設定がないものは任意の様式とします。

※必須欄について

◎…必須 ○…該当時必須

※有無欄は、提出書類がある場合は、「○」、該当無「—」等明示してください。

※頁欄は、提出書類に通し番号を付し、そのページを記入してください。

担当者連絡先（提出していただいた内容について問い合わせをする際の担当者名と連絡先を記入してください）						
事業者名						
担当者名						
住所						
電話	電話		FAX		(e-mail)	

令和元年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募申込書

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所在地
 法人名
 代表者職氏名
 電話番号

印

標記の件について、別紙関係書類を添えて応募します。

申請者	ふりがな			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)		区市町村
		都 県		
	連絡先	ビルの名称等		
		電話番号		
F A X 番号				
法人の種類別	E-mail ※			
	法人の種類別	法人所轄官庁	千葉県・佐倉市・その他 ()	
応募事業	事業予定地	(郵便番号 ー) 佐倉市		
	種別	1 認知症対応型共同生活介護 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 小規模多機能型居宅介護 4 看護小規模多機能型居宅介護 ※整備を希望する種別に○を記入してください。		
	同時に応募する場合、その種別	1 認知症対応型共同生活介護 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 3 小規模多機能型居宅介護 4 看護小規模多機能型居宅介護 ※同時に整備を希望する種別に○を付してください。 <input type="checkbox"/> 同時に応募するサービスが選定されなかった場合、応募辞退する。 ※該当する場合、 <input type="checkbox"/> にチェックを入れてください。		
補助金	整備に係る佐倉市からの補助金受領の希望	1 希望する 2 希望しない		

※ 個人ではなく、組織のメールアドレスを記入してください。

役員名簿一覧表

法人名	区分	氏名	年齢	住所	職業	親族等 の特殊 関係	役員の資格等				他の社会福祉法 人の代表者への 就任状況		令和 年 月 日現在 備考（役員 の資格に関 する具体的 記述等）	
							学識経験 者	地域福祉 関係者	施設長資 格の有無	担当業務	有 無	法人の 名称		
	1 理事長											有		
	2 理事											無		
	3 理事											無		
	4 理事											無		
	5 理事											無		
	6 理事											無		

区分	氏名	年齢	住所	職業	監事となるための資格等	備考
1 監事						
2 監事						

役員名簿

法人名			
役職	氏名	年齢	現在の職業 (勤務先)

※欄が不足する場合は適宜追加してください。

法人概要一覧表

1 法人沿革

年 月	沿革（法人設立、施設開設等）
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

2 現在運営している介護保険事業所の状況

事業所名称	サービスの種類	所在地	定員数	開設年月日

3 他市の公募への申込状況（介護保険事業）

事業所名称	サービスの種類	予定地	定員数	開設予定年月日※選定されている場合

施設等整備の動機等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

1. 本件に応募された理由
2. 事業所の目指すもの（運営に対する意欲、運営上の特徴・重点策について）
3. 設置・運営に対する基本的事項について
(1) 運営にあたっての基本理念及び運営方針について 利用者の福祉を図るための介護目標、環境（人的・物的）、運営方針等について記入してください。
(2) 利用者の心身の状況等の把握について 利用者の心身の状況等の把握について具体的に記入してください。
(3) 利用者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取組について 利用者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取組について具体的に記入してください。
(4) 虐待防止に対する取組について 虐待防止に向けた考え方と取組について具体的に記入してください。
(5) 身体拘束・事故防止に対する取組について 身体拘束・事故防止に対する取組について具体的に記入してください。

<p>(6) 相談・苦情への考え方と取組について 入所者や家族等からの相談や苦情に対する取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(7) 安全対策の考え方と取組について 事故防止、危機管理、非常災害発生時の対応などの安全対策についての考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(8) 職員の確保、職員研修の考え方と取組について 職員の採用及び離職防止策を含めた確保方法、職員研修の考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(9) 職員配置の考え方と具体的な配置について 職員配置について具体的に記入してください。また、独自の配置基準がある場合には具体的に記入してください。</p>
<p>(10) 主治医、居宅介護支援事業所等との連携について 主治医や居宅介護支援事業所、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携について、具体的な方針や計画があれば記入してください。</p>
<p>(11) ターミナルケア、認知症ケアの方針 ターミナルケアの実施、認知症ケアの実施について具体的な方針や計画があれば記入してください。</p>

<p>(1 2) 衛生管理の考え方と取組について 衛生管理の考え方と取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(1 3) 自己評価・第三者評価などの取組について 自己評価・第三者評価などの取組について具体的に記入してください。</p>
<p>(1 4) 情報公開等に対する考え方と取組について 情報公開についての考え方と取組について具体的に記入してください。</p>

※適宜、枠調整を行い記入してください。

※その他、参考となる資料等があれば添付してください。（例：災害対応マニュアル、運営規定等）

事業計画書（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

1 施設整備計画

(1) 名称

名称（仮称）

(2) その他併設を予定する施設又は事業

施設等種別	定員	人
	定員	人

2 事業予定地

予定地のすべての地番を記載してください。適宜行を追加してください。

地番	地目	地積（公簿）	現在の所有者	寄付、買取賃借の別	造成工事既存構造物	その他（完買及び賃貸の場合は、その契約額を記入。賃貸の場合は月額。）
佐倉市						（ 円）
						（ 円）
						（ 円）
						（ 円）
						（ 円）
						（ 円）
合 計						（ 円）

3 敷地の状況

都市計画の状況	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
用途地域	地域	面積制限	建ぺい率	%	容積率	%
その他の区域、地域、区域等	その他（ <input type="checkbox"/> 農業振興地域 <input type="checkbox"/> 生産緑地 <input type="checkbox"/> 自然公園）					
文化財の有無	敷地内に <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し （市教育委員会の証明書を添付すること。）			「有り」の場合、その対応		
賃借の場合	賃借料	円（年・月）				
	賃貸借契約期間	～				

4 建物の状況

建物所有	1 自己所有（予定含む）		2 賃借（予定含む）		
新築・改修	1 新築		2 改修		
敷地面積		m ²			
建築面積		m ²	建蔽率		%
延床面積		m ²	容積率		%
建物構造			階数		階
賃借の場合	賃借料	円／年・月	賃貸借契約期間	～	

5 連携する訪問看護事業所（連携型で実施する場合のみ）

事業所名	事業所番号	所在地	連携に係る契約
			1 契約済 2 契約予定
			1 契約済 2 契約予定

6 オペレーターへの連絡体制

通信機器及びシステム	
------------	--

7 近隣への説明状況等

近隣地権者への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 地元説明経緯個別調書等（隣接者等）を添付すること。 <input type="checkbox"/> 実施中 途中経過及び今後の予定を添付すること。 <input type="checkbox"/> 計画中 今後の予定を添付すること。
建設地の近隣自治会等への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 地元説明経緯個別調書等（隣接者等）を添付すること。 <input type="checkbox"/> 実施中 途中経過及び今後の予定を添付すること。 <input type="checkbox"/> 計画中 今後の予定を添付すること。

8 連絡先

	(ふりがな) 氏 名	住 所
法人代表者		〒
	電話番号	
	FAX番号	
事務担当者 (書類等送付及び連絡先)		〒 □自宅 □その他 ()
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
設計会社		〒
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

地域住民との話合いの経過及び状況

自治会の同意の経過及び状況

日	時	内 容

隣接地権者の同意の経過及び状況

日	時	内 容

※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

地元説明経緯個別調書（隣接地権者）

本調書作成者氏名・印 （法人理事長又は設立者が 作成することとする。）	
整備しようとする施設等の 種類・名称・所在地・経営 主体等	
隣接地権者（占有者）の 住所・氏名・連絡先	
説明年月日	
説明の相手方氏名及び 隣接地権者等との間柄	
説明を行った者の職・氏名 （整備をしようとする施設 等の責任者等。なお、コン サルタントや設計会社のみ で行った説明は除く。）	
説明相手方の施設等整備に 対する意見	
説明相手方の意見に対する 整備しようとする者の回答 及び対応	
その他特記事項	

※近隣者、自治会等の区別をすること。
 ※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）

本調書作成者氏名・印 （法人理事長又は設立者が 作成することとする。）	
整備しようとする施設等の 種類・名称・所在地・経営 主体等	
隣接地権者（占有者）の 住所・氏名・連絡先	
説明年月日	
説明の相手方氏名及び 隣接地権者等との間柄	
説明を行った者の職・氏名 （整備しようとする施設 等の責任者等。なお、コン サルタントや設計会社のみ で行った説明は除く。）	
説明相手方の施設等整備に 対する意見	
説明相手方の意見に対する 整備しようとする者の回答 及び対応	
その他特記事項	

※近隣者、自治会等の区別をすること。
 ※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

事業工程表

年度 月	令和元（2019）年度												令和2（2020）年度												令和3（2021）年度											
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
基本設計																																				
実施設計	実施計画作成																																			
	積算																																			
建築確認																																				
内示																																				
入札・契約																																				
建築工事																																				
指定申請																																				
事業開始																																				
工事出来高																																				

※適宜項目名、枠調整を行い記入してください。

法人名	
-----	--

(単位：㎡)

部門	室名	階		階		階		計	
		室	面積	室	面積	室	面積	室	面積
居室	個室		()		()		()		()
	(小計1)		()		()		()		()
利用者共用	居間								
	食堂								
	台所								
	浴室								
	脱衣室								
	洗濯室								
	便所								
	(小計2)								
管理	事務室								
	相談室								
	会議室								
	介護職員室								
	物品倉庫								
	職員便所								
	(小計3)								
その他	階段・エレベーター								
	廊下・ホール								
	(小計4)								
合計									
(再掲) 専用面積計									
(再掲) 共用面積計									

※ () 内は内法

- 注1 平面図に記載のある全ての区画について記載してください。
行が足りない場合は追加してください。
- 注2 居室面積は芯々で求め内法寸法を () 内に二段書きしてください。
- 注3 専用面積計と共用面積計の計が合計欄と一致するようにしてください。
- 注4 面積は小数点第2位まで記入してください。

事業費・資金調達内訳等一覧表

施設名： _____

法人名： _____

		金額（単位：円）	比 率
1 事業費	用地費		
	施設整備費		
	設計監理費		
	設備（備品）費		
	運転資金（開設後3か月分）		
	法人事務費		
	合 計		

2 資金調達内訳	用地費	福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	施設整備費	補助金		
		福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	設備（備品）費	補助金		
		福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小 計		
	運転資金 (開設後3か月分)	自己資金		
		寄附金		
		その他		
		小 計		
	法人事務費	自己資金		
		その他		
合 計				
補 助 金 計				
借入金内訳（再掲）	福祉医療機構借入金			
	市中金融機関借入金			
借 入 金 計				
自 己 資 金 計				
合 計				

(注記)

(1) 運転資金として年間事業費の1/2分の2以上に相当する運用資金を計上すること。

(2) 法人事務費として、開設までに必要な額(例:事務所代、入札準備代、収入印紙代、開発前人件費、登記手数料、固定資産税等)を計上すること。

(3) 施設整備費、設備(備品)費について可能な限り根拠となる見積書等を添付して下さい。

(4) 寄附金を財源として見込む場合は、項目ごとに寄付者、金額がわかる書類及び次の書類を添付して下さい。

・個人から寄付金を見込む場合

- ①贈与契約(確約)書写し(実印、印鑑証明添付)
- ②寄付者の資産及び負債の状況一覧表
- ③預金残高証明書または預金通帳写し
- ④贈与金の源泉を説明できる資料
- ⑤不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付

・法人から寄付金を見込む場合

- ①法人の議決機関の議事録写し
- ②法人登記簿謄本
- ③直近3ヶ年の決算書
- ④直近3ヶ年度分の法人市区町村民税納税証明書
- ⑤贈与契約(確約)書写し(実印、印鑑証明添付)
- ⑥贈与金の源泉を説明できる資料
- ⑦不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付

管理者予定者経歴書

令和 年 月 日現在

ふりがな			生年月日	
氏名				
現住所				
職歴	期 間 (年月)	勤 務 先		
その他の 社会的活 動履歴	期 間 (年月)	役職等の経歴		
資格・ 関係研修 受講歴	取得・受講 (年月)	資格・関係研修		
資格の 有無	有	無	資格内容 (資格のない場合の取得計画)	

質 問 票

(宛先) 佐倉市福祉部 高齢者福祉課 平岡・伊藤 行

☎	043-484-6174	fax	043-486-2503
E-mail	koureishafukushi@city.sakura.lg.jp		

件 名		令和元年度 地域密着型サービス事業所整備法人公募に関する質問
送 付 先	送信日	令和元年 月 日 ()
	法人名	
	担当者	
	所在地	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
質 問 事 項 ※	①	
	②	

※ 質問事項は、内容は簡潔に、一問一答となるよう、箇条書きで記入して下さい。

※ 適宜行追加して下さい。

※ 質問票の送信後は、必ず電話による着信確認を併せて実施して下さい。

応募辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所在地	
法人名	
代表者職氏名	⑩
電話番号	

令和 年 月 日付で、貴市へ令和元年度地域密着型サービス事業所整備法人公募申込書を提出したところですが、下記理由により辞退することになりましたので届出いたします。

【辞退理由】

連絡担当者氏名	
電話番号	
携帯番号	
FAX番号	
メールアドレス	

佐倉市地域密着型サービス事業所整備法人公募審査基準(認知症対応型共同生活介護)

法人名

一次審査			二次審査(採点制)				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
I 配置計画及び建設用地に関する事項							
1 適正配置							
(1) 都市計画との整合		-	都市計画との整合		市街化区域である。	20	
					市街化区域内でないが市街地に隣接している。(直線距離で100m未満)	0	
					市街化区域でなく市街地に隣接していない。(直線距離で100m以上)	-20	
(2) 交通の利便性		-	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	20	
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	0	
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	-20	
(3) 生活関連施設の整備状況		-	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い(全てが直線距離で500m未満)。	20	
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない(いずれかが直線距離で500m以上)。	10	
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある(全てが直線距離で500m以上)。	-20	
2 建設用地							
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適・否	土地利用			埋蔵文化財包蔵地ではない(埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む)。	5
						上記以外。	0
(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適・否	-	-	-	-	-
(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適・否	給排水の状況			上水道、下水道に接続可能	20
						上水道のみ接続可能	0
						下水道のみ接続可能	-10
						上水道、下水道に接続不可	-20

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
(4) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、事業の継続に必要な長期間の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適・否	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5	
					上記以外。	0	
(5) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適・否	—	—	—	—	—
(6) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適・否	接続する道路の幅員		幅員6m以上の道路に接続	5	
					幅員6m未満の道路に接続	0	
(7) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適・否	—	—	—	—	—
II 建物及び設備に関する事項							
1 基準への適合	佐倉市地域密着型サービス基準条例の基準を満たしている。	適・否	—	—	—	—	—

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
III 運営に関する事項							
1 開設に当たっての法人の考え方							
(1) 応募の動機		－	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取組	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	10	
(2) 計画内容		－			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	10	
(3) 利用者処遇		－			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	10	
(4) 職員確保		－			管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	10	
(5) 職員資質の確保		－			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	10	
(6) 地域との連携		－			自治会など地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	10	
(7) 非常時への対応		－			敷地内に入居者が避難できるスペースが確保されているか。非常用食料等の確保を含めた非常災害に関する具体的計画及び関係機関への通報連携体制が整っているか。また、従業員への周知及び定期的な避難、救出訓練の計画はあるか。	10	
(8) 医療ニーズ及びターミナルケアへの対応		－			利用者の医療ニーズへ及びターミナルケアについて具体的・効果的な考えを有しているか。	10	
(9) 認知症ケアの方針		－			認知症ケアに関し、基本的な考え方や効果的な取組、計画を有しているか。	10	

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
2 人員基準	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適・否	—	—	—	—	—
			資格のある管理者の提案がある。		管理者の提案がある。	5	—
					上記以外。	0	
			資格のある計画作成担当者の提案がある		2名の提案がある。	5	—
					1名（介護支援専門員）の提案がある。 上記以外。	3 0	
3 設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	適・否	—	—	—	—	—
4 低所得者への配慮	低所得者の利用について配慮する見込みがあるか。	—	低所得者への配慮		低所得者の利用について配慮する計画がある。	5	—
					上記以外。	0	
5 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適・否	協力医療機関・協力歯科医療機関		協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	5	—
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0	
6 他の介護サービスの検討	今回、同時に他の介護サービス事業所を併設する計画があるか	—			定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を併設する計画がある。	10	—
					上記以外。	0	
IV 資金に関する事項							
1 自己資金							
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適・否	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	—
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3	
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0	
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適・否	—	—	—	—	—
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適・否	—	—	—	—	—

法人名

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
2 借入れ							
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適・否	—	—	—	—	—
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適・否	—	—	—	—	—
V 法人の運営に関する事項							
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適・否	—	—	—	—	—
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適・否	—	—	—	—	—
2 法人の運営施設	既に認知症対応型共同生活介護を運営していること。	—	運営施設		認知症対応型共同生活介護を既に運営している。	5	
					認知症対応型共同生活介護は運営していないが、他の介護保険サービスを運営している。	3	
					上記以外。	0	
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。 債務超過の状況でないこと。	適・否	—	—	—	—	—
合計点						225	0

佐倉市地域密着型サービス事業者整備法人公募審査基準(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

法人名

一次審査			二次審査(採点制)				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
I 配置計画及び建設用地に関する事項							
1 建設用地、建物							
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。又は既存施設等の中に設置。	適・否			既存の施設等の中に設置。	10	
					埋蔵文化財包蔵地ではない(埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む)。	10	
					上記以外。	0	
(2) 土地・建物の所有権、賃借権	当該用地・建物が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③賃借する場合は確実に賃借できること。【賃貸借契約書(確約書)等(実印使用、印鑑証明添付)で確認。】	適・否	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有(土地寄付、購入予定を含む)である。	5	
					上記以外。	0	
(3) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適・否	—	—	—	—	
II 建物及び設備に関する事項							
1 基準への適合	佐倉市地域密着型サービス基準条例の基準を満たしている。	適・否	—	—	—	—	
2 通信機器及びシステムの導入	利用者がオペレーターに随時通報できる体制が整っている。	適・否	—	—	—	—	

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
III 運営に関する事項							
1 開設に当たっての法人の考え方							
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取り組み	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	5	
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	5	
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	5	
(4) 職員確保		—			管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	5	
(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	5	
(6) 主治医、居宅介護支援事業所等との連携		—			主治の医師や、利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携について、基本的な考え方や具体的な取組み、計画を有しているか。	5	

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
(7) ターミナルケア、認知症ケアの方針		—			ターミナルケア、認知症ケアに関し、基本的な考え方や効果的な取り組み、計画を有しているか。	5	
2 人員基準	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適・否	管理者（予定者）の有資格、従事経験		管理者の提案がある。	5	
					上記以外。	0	
3 運営形態（一体型、連携型）	運営形態の検討がなされていること。	—	一体型、連携型どちらでの運営を予定しているか。		一体型での運営を予定。	5	
					連携型のみで運営を予定	3	
IV 資金に関する事項							
1 自己資金							
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適・否	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3	
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0	
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適・否	—	—	—	—	
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適・否	—	—	—	—	
2 借入れ							
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適・否	—	—	—	—	
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適・否	—	—	—	—	

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
V 法人の運営に関する事項							
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適・否	—	—	—	—	—
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適・否	—	—	—	—	—
2 法人の運営施設	既に定期巡回・随時対応型訪問介護看護を運営していること。	—	運営施設		定期巡回・随時対応型訪問介護看護を既に運営している。	10	
					定期巡回・随時対応型訪問介護看護は運営していないが、他の介護保険サービスを運営している。	5	
					上記以外。	0	
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。 債務超過の状況でないこと。	適・否	—	—	—	—	—
合計点						75	

佐倉市地域密着型サービス整備法人公募審査基準（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）

法人名

一次審査				二次審査（採点制）			
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
I 配置計画及び建設用地に関する事項							
1 適正配置							
(1) 都市計画との整合		-	都市計画との整合		市街化区域である。	20	
					市街化区域内でないが市街地に隣接している。 （直線距離で100m未満）	0	
					市街化区域でなく市街地に隣接していない。 （直線距離で100m以上）	-20	
(2) 交通の利便性		-	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	10	
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	0	
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	-20	
(3) 生活関連施設の整備状況		-	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い（全てが直線距離で500m未満）。	20	
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない（いずれかが直線距離で500m以上）。	10	
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある（全てが直線距離で500m以上）。	-20	
2 建設用地							
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適・否	土地利用			埋蔵文化財包蔵地ではない（埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む）。	5
						上記以外。	0
(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適・否	-	-	-	-	-
(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適・否	給排水の状況			上水道、下水道に接続可能	20
						上水道のみ接続可能	0
						下水道のみ接続可能	-10
						上水道、下水道に接続不可	-20

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
(4) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、50年以上の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適・否	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において確実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5	
					上記以外。	0	
(5) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適・否	—	—	—	—	—
(6) 道路事情	工事用・運営用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適・否	接続する道路の幅員		幅員6m以上の道路に接続	5	
					幅員6m未満の道路に接続	0	
(7) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適・否	—	—	—	—	—
II 建物及び設備に関する事項							
1	基準への適合	適・否	—	—	—	—	—
	佐倉市地域密着型サービス基準条例の基準を満たしている。	適・否	—	—	—	—	—

法人名

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
III 運営に関する事項							
1 開設に当たっての法人の考え方							
(1) 応募の動機		—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取り組み	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	10	
(2) 計画内容		—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	10	
(3) 利用者処遇		—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	10	
(4) 職員確保		—			管理者（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。職員採用及び人材確保、離職防止について効果的な考え、計画を有しているか。	10	
(5) 職員資質の確保		—			職員育成計画に関する考えを有しているか。また、研修受講等の体制等が整っているか。	10	
(6) 地域との連携		—			地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	10	
(7) 利用者の確保及び事業の安定運営		—			利用者を確保し安定的に事業を運営するための具体的な考えや計画等を有しているか。	10	

法人名

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
2 人員基準	基準に適合した人員配置が提案されているか。	適・否	—	—	—	—	—
			管理者（予定者）の有資格、必要研修受講歴		管理者の提案がある。	5	
					上記以外。	0	
3 低所得者への配慮	低所得者の利用について配慮する見込みがあるか。	—	低所得者への配慮		介護支援専門員の提案がある。	5	
					上記以外。	0	
4 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること	適・否	協力医療機関・協力歯科医療機関		低所得者の利用について配慮する計画がある。	5	
					上記以外。	0	
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	5	
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0	
IV 資金に関する事項							
1 自己資金							
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適・否	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5	
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3	
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0	
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適・否	—	—	—	—	—
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適・否	—	—	—	—	—
2 借入れ							
(1) 建設資金調達にあたり借入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入れを行う場合には確実性が担保されていること。	適・否	—	—	—	—	—
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適・否	—	—	—	—	—

法人名

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	配点	採点
V 法人の運営に関する事項							
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適・否	—	—	—	—	—
	指導監査等における是正措置が完了していること。	適・否	—	—	—	—	—
2 法人の運営施設	既に小規模多機能型居宅介護等を運営していること。	—	運営施設	小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を既に運営している。	5	—	—
				小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護は運営していないが、他の介護保険サービスを運営している。	3		
				上記以外。	0		
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。 債務超過の状況でないこと。	適・否	—	—	—	—	—
合計点						185	0

スケジュール参考資料

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 平成28～30年度 開催実績

● 平成28年度（第1年次）

第1回 【2016年(平成28年)5月9日】	(1)委嘱状交付 (2)推進懇話会の所掌事務について (3)市の高齢者福祉及び介護保険の概況について (4)今後のスケジュールについて (5)その他
第2回 【2016年(平成28年)7月29日】	(1)次年度の地域包括支援センターについて (2)新しい地域支援事業について ・介護予防・日常生活支援総合事業について ・在宅医療・介護連携推進事業について ・認知症施策推進事業について (3)佐倉市指定地域密着型サービス基準条例等の改正について (4)その他
第3回 【2016年(平成28年)9月30日】	(1)佐倉市の介護予防・日常生活支援総合事業（案）について (2)その他 ・地域包括支援センター業務委託法人の公募について
第4回 【2017年(平成29年)1月16日】	(1)平成29年度 佐倉市地域包括支援センター業務委託法人候補者の選考結果について (2)その他 ・地域密着型サービス運営事業者の公募結果等について ・第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定に係るアンケート調査の件について

● 平成29年度（第2年次）

第1回 【2017年(平成29年)6月26日】	(1)認知症対応型通所介護事業所の指定について (2)第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について (3)計画策定に向けたアンケート調査について (4)佐倉市における高齢者福祉等の状況について
第2回 【2017年(平成29年)8月21日】	(1)平成28年度介護保険事業の実績について (2)複合型サービス事業所の指定について (3)第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画の骨子について (4)計画策定に向けた追加調査について
第3回 【2017年(平成29年)11月17日】	(1)計画策定に向けた各種調査の結果について (2)第7期高齢者福祉・介護計画（素案）の検討について
第4回 【2018年(平成30年)1月15日】	(1)第7期高齢者福祉・介護計画の素案について (2)地域包括支援センターの評価結果について

● 平成30年度（第3年次）

<p>第1回 【2018年(平成30年)5月21日】</p>	<p>(1)佐倉市の高齢者福祉等の状況について (2)第7期計画における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について</p>
<p>第2回 【2018年(平成30年)8月17日】</p>	<p>(1)平成29年度介護保険事業の実績について (2)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について (3)小規模多機能型居宅介護事業者の指定について</p>
<p>第3回 【2018年(平成30年)11月20日】</p>	<p>(1)地域包括支援センターの評価結果について (2)地域密着型サービス事業所の公募について</p>
<p>第4回 【2019年(平成31年)2月18日】</p>	<p>(1)平成31年度地域包括支援センターの運営方針について (2)地域密着型サービス事業所の公募に伴う選考について (3)第7期計画における取り組みと目標に関する評価について</p>